



洲本市男女共同参画プラン



～男女が共に輝くために～

洲本市



は じ め に



市民の皆様には、平素より市政に対するご支援、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

人口減少・少子高齢化が進むなか、社会情勢の急速な変化に対応するためには男女の性別に関係なく、個人として多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を推進していくことが重要課題となっています。

本市では、平成15年に男女共同参画社会の実現に向け、「洲本市男女共同参画プラン」を策定し、施策を推進してまいりました。

このたび、「第2次洲本市男女共同参画プラン」計画期間満了に伴い、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間を計画期間とする「第3次洲本市男女共同参画プラン」を策定しました。

国においては平成27（2015）年9月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍が広がることが期待されています。

こうした状況をふまえ、本プランでは、「すべての女性の活躍促進」という基本目標を設け、女性の活躍の場や役割の増大を図るとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、いきいきと活躍できる男女共同参画社会を推進します。

最後に、このプラン策定にあたり、貴重なご意見を賜りました洲本市男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民・事業者の皆様、並びにご意見をお寄せくださいました皆様に心よりお礼申し上げます。

今後とも、本計画の推進につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

洲本市長

竹内通弘

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 男女共同参画に関する動向	3
5 市民意識の現状	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	14
2 計画の基本目標	16
3 施策体系	18

第3章 施策の展開

1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活 (ワーク・ライフ・バランス)の確立	19
(1) 仕事と家庭の両立を支援する労働条件の整備	19
(2) 仕事と家庭生活の両立の推進	19
2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり	20
(1) 子育て・介護等の環境整備と地域づくり	20
(2) 性別に応じた健康づくり	20
(3) 女性に対する暴力等の根絶	20
(4) 配偶者等からの暴力(DV)対策の推進	21
3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習	23
(1) 人権・男女共同参画の視点にたった教育と生涯学習の推進	23
4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり	24
(1) 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	24
(2) 防災・減災及び災害からの復旧・復興における男女共同参画の推進	25
5 すべての女性の活躍促進	26
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	26
(2) 女性の能力発揮に対する支援	27

第4章 主な施策と具体的内容

28

第5章 計画の推進体制について

1	庁内推進体制の充実	57
2	市民・企業・市民団体・NPOとの連携	57
3	国・県への協力要請及び他市町との連携	57
4	男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実	57

参考資料

1	洲本市男女共同参画推進委員会設置要綱	58
2	洲本市男女共同参画プラン推進委員会名簿	60
3	洲本市男女共同参画プラン策定経過	61
4	男女共同参画社会基本法	62
5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	69
6	用語解説	80

The background features a minimalist design with three blue circles of varying sizes and two thin blue lines. One line runs diagonally from the top left towards the center, and another runs diagonally from the top right towards the bottom right. The circles are positioned in the upper and lower right areas of the frame.

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法には、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国の最重要課題と位置づけられており、少子高齢化社会、経済活動の停滞化など社会情勢の急速な変化に対応する上で緊急の課題とされました。

本市においても男女共同参画社会の実現を目指し、平成 15 年に「洲本市男女共同参画プラン」（計画期間 24 年度まで）を策定し、さらに平成 25 年度に「第 2 次洲本市男女共同参画プラン」（計画期間 25 ～ 29 年度）を策定しました。

女性も男性もお互いに尊重し、認め合いながら、ジェンダーにとらわれることなく自立した個人として多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な取組みを進めてきた結果、成果は現れつつあります。しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会風潮は、依然として根強く、就業の場、育児や介護の場、方針決定の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題が残されています。また、少子高齢化による人口減少などの社会情勢の変化、多発する自然災害への対策、さらには市民の生活様式や意識・価値観の多様化に対応しながら、さらなる取組みを展開していくことが必要です。

特に、平成 27 年 9 月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されるなど、社会全体で女性活躍の推進に向けた動きが拡大しており、男女共同参画社会の実現には、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。

こうした中、このたび「洲本市男女共同参画プラン」を見直し、このプランに基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向け、市民のみなさんと一緒になって取組みます。

2 計画の性格

○本計画は本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「洲本市総合基本計画」に基づく分野別計画に位置づけられ、男女共同参画社会の分野における具体的な計画として示すものであり、「第2次洲本市男女共同参画プラン」（平成25～29年度）の取組みの成果や課題を踏まえ策定する後継計画として位置づけます。

○本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」にあたり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定される「市町村推進計画」として位置づけます。

※「市町村推進計画」としての取組みは、基本目標「1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の確立」「5 すべての女性の活躍促進」に記載しています。

3 計画の期間

この計画の期間は平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。

ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会経済情勢の変化、本市を取り巻く状況の推移等に対応した施策を適切に推進するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 男女共同参画に関する動向

○国の動き

国においては、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」が策定されました。昭和 60 年（1985 年）には「男女雇用機会均法」が制定され、平成 8 年（1996 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年の平成 12 年（2000 年）にはこの基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、平成 13 年（2001 年）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進められました。

平成 17 年（2005 年）には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22 年（2010 年）には「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が策定され、平成 19 年（2007 年）には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 27 年（2015 年）には、豊かで活力ある社会の実現を目的とし「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律をもとに地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主に義務付けられる一般事業主行動計画の策定などによって、女性の活躍推進の取組みが重点的にすすめられようとしています。また同年に男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍を柱に据えた「男女共同参画計画（第 4 次）」が策定されました。

○県の動き

兵庫県においては、平成 13 年（2001 年）に「ひょうご男女共同参画プラン 21（第 1 次兵庫県男女共同参画計画）」が策定され、平成 14 年（2002 年）に「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

「ひょうご男女共同参画プラン 21」の具体的施策については、平成 18 年（2006 年）に「後期実施計画」が、平成 23 年（2011 年）に「新ひょうご男女共同参画プラン 21（第 2 次兵庫県男女共同参画計画）」が策定されました。

平成 28 年には、第 3 次兵庫県男女共同参画計画となる「ひょうご男女いきいきプラン 2020」が策定され、女性活躍推進法 6 条に基づく「都道府県推進計画」として位置づけられました。

○洲本市のこれまでの取組み

洲本市では、国・県の動きを受け、平成 15 年（2003 年）に「洲本市男女共同参画プラン」（計画期間 24 年度まで）を策定し、さらに平成 25 年（2013 年）に「第 2 次洲本市男女共同参画プラン」（計画期間 25 ～ 29 年度）を策定しました。

5 市民意識の現状

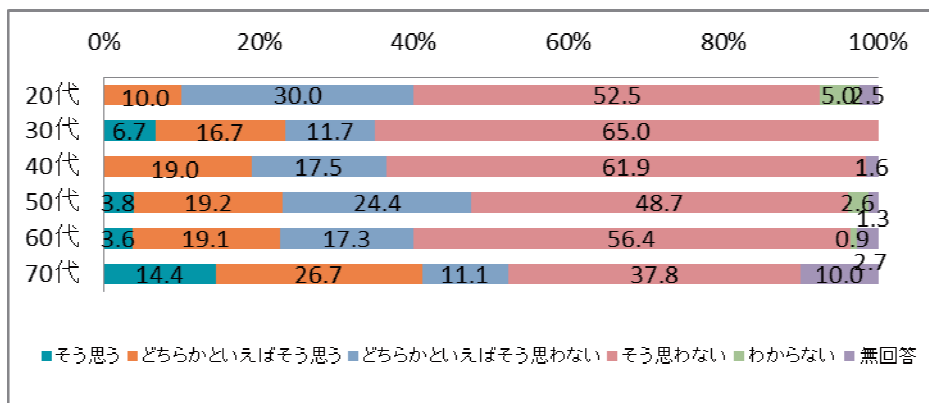
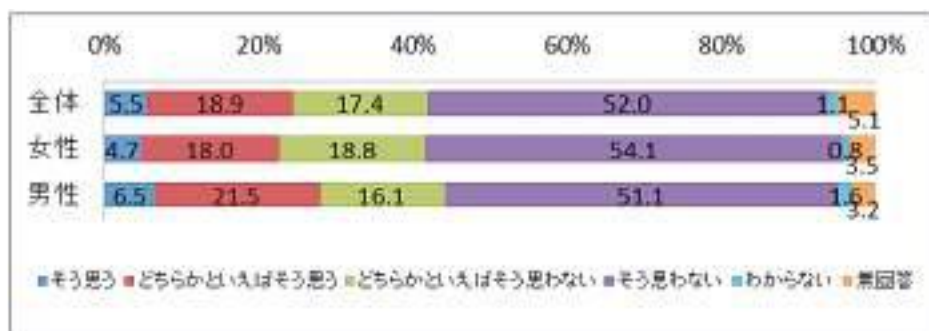
本市では、男女共同参画に関する市民意識の実態や変化を把握し、本計画策定並びに今後の施策展開の参考にすることを目的に、平成 29 年 8 月に「洲本市男女共同参画市民アンケート（以下、「市民意識調査」という。）」を実施しました。

■固定的な性別役割分担についての意識

「夫は仕事、妻は家庭」という考え方は、「反対意見」（「反対」「どちらがといえ反対」の計）が 69.4% となっており、「賛成意見」（「賛成」「どちらかといえ賛成」の計）の 24.4% を上回っています。性別にみると「反対意見」は、女性が 72.9%、男性が 67.2% で女性の方が男性より 5.7 ポイント高くなっています。年齢別にみると 20～40 代では、「反対意見」が 7～80% 以上と高い割合になっているのに対し、70 代では 5 割程度となっています。このことから、女性や若い世代の方が「反対意見」が多いことが分かります。

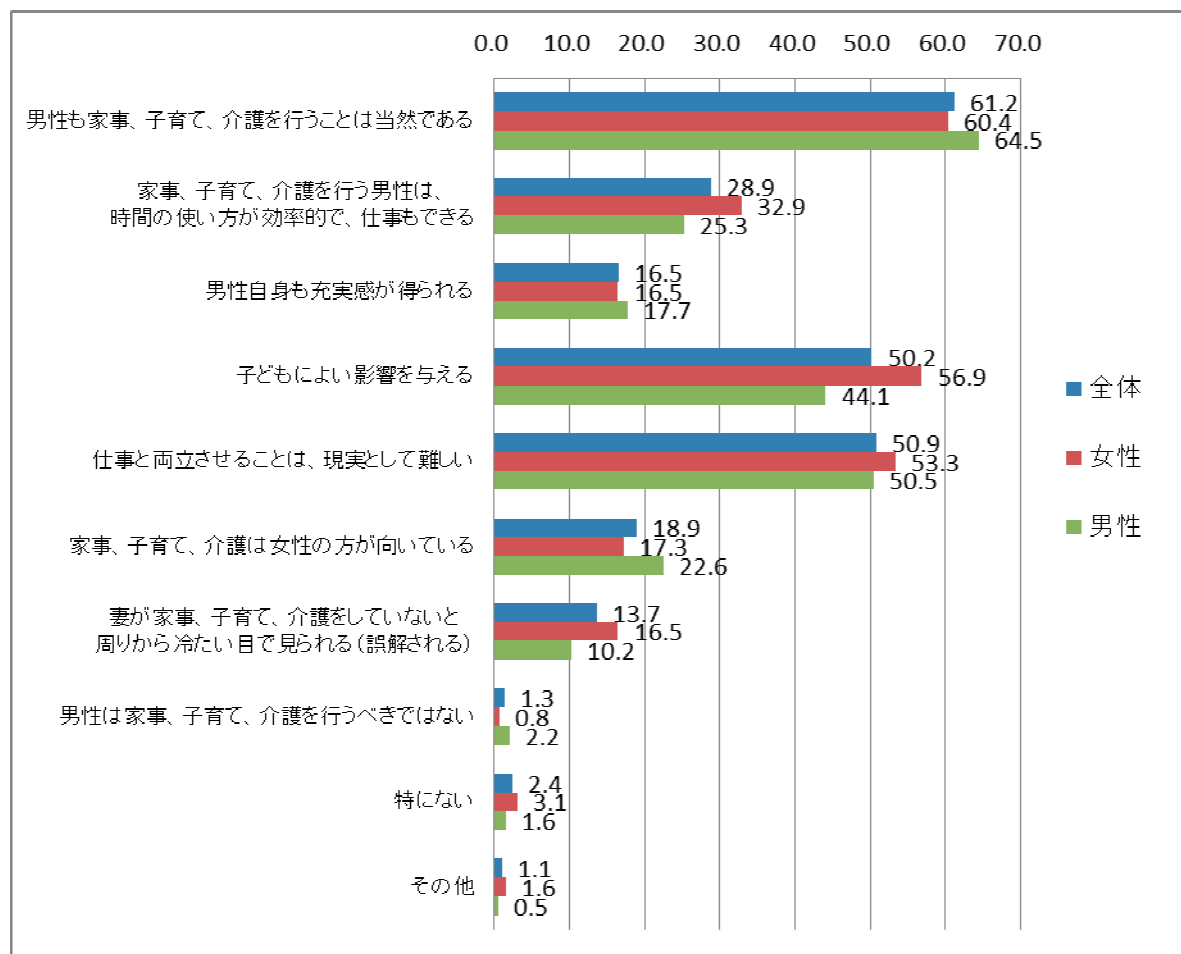
男性の家事や子育て、介護への参加に対する考えについては「男性も家事、子育て、介護を行うことは当然である」の意見が 61.2% と高い一方で「仕事と両立させるのは難しい」が 50.9% と半数を占めています。性別にみると女性は「子どもによい影響を与える」の割合が男性に比べ高く、男性は「家事や子育て等は女性の方が向いている」「男性は家事や子育て等を行うべきではない」の割合が女性より高い傾向にあり、男性の「家事や子育て等は女性がすべき」という考えが高い傾向にあると推測されます。

【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考えについて】



【男性が家事や子育て、介護を行うことについて、どのようなイメージをお持ちですか】

(複数回答)



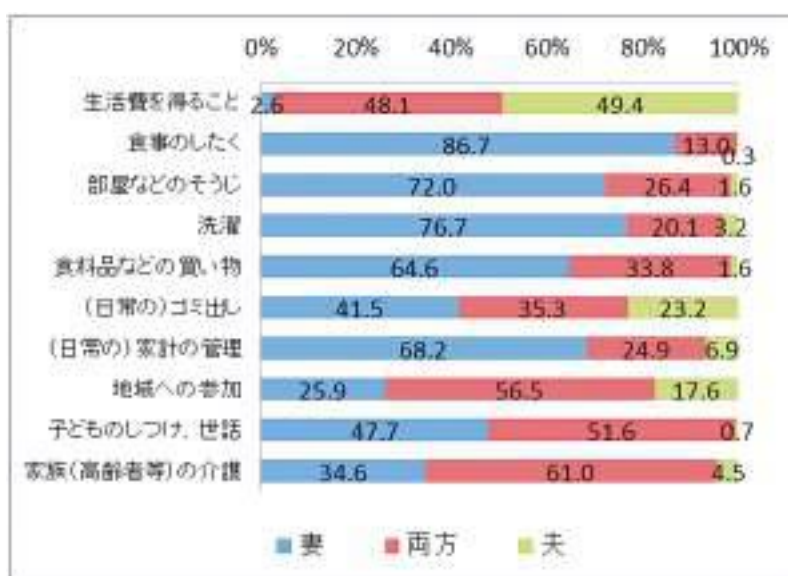
■家庭内役割分担についての意識

家庭での役割分担について、家事を担う項目（食事のしたく・部屋のそうじ・洗濯・買い物・家計管理）においては「妻」の割合が6割以上を占めています。地域への参加や子どもの世話、介護については、「両方」の割合が高くなっています。

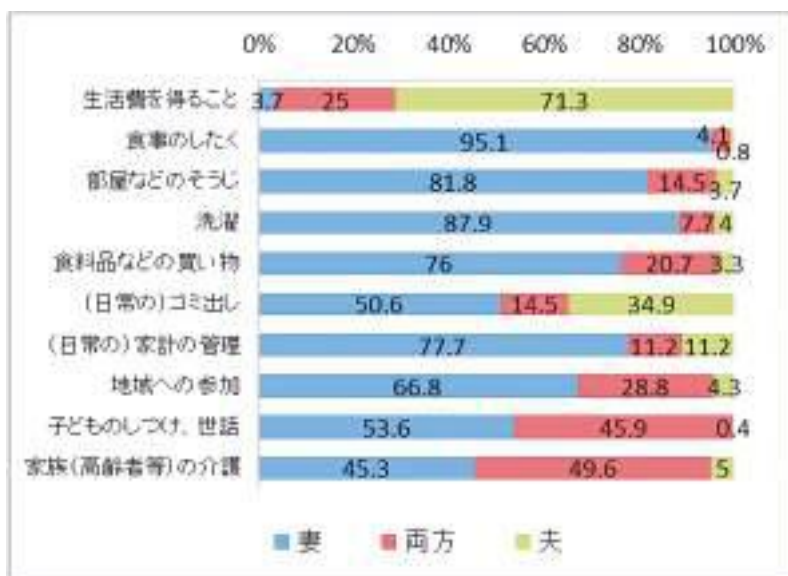
生活費を得ることについては、共働き世帯も増えてきているため、5年前の市民意識調査の結果と比較しても分かるように「両方で分担」の割合が増えています。また他の項目についても前回結果と比較すると少しずつではありますが、「両方で分担」の割合が増えている傾向にあります。

【夫婦の分担について】

（平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より）



（平成 24 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より）



■女性と仕事

女性が職業を持つことについては、「職業を続ける方がよい」が49.1%、「子どもができたらか職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」が31.3%で、就労継続派が就労中断再就職派を上回っています。「仕事を持たない方がよい」という専業主婦派は20～50代では0%となっています。

女性が働くために改善すべき点については、「育児・介護休暇の取得が困難」「育児・介護施設不足」が高い割合となっています。性別にみると、女性は「家事との両立ができないこと」、男性は「賃金・昇進・昇格の男女差」の意見が高くなっています。

また、女性の職業進出を促進するための条件整備については、「子どもを預けられる環境の整備」が75.1%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援」「介護支援サービスの充実」となっています。女性が働くための必須条件として、「子育て環境」「介護支援環境」のさらなる充実を求める声が多いと推測されます。性別にみると、女性は「男性の家事参加への理解意識改革」「短時間制度や在宅勤務制度の導入」の割合が男性よりも高い傾向にあり家庭内役割の改善や、勤務条件の改善を求める声が多いと推測されます。

【女性が職業（仕事）を持つことについて】

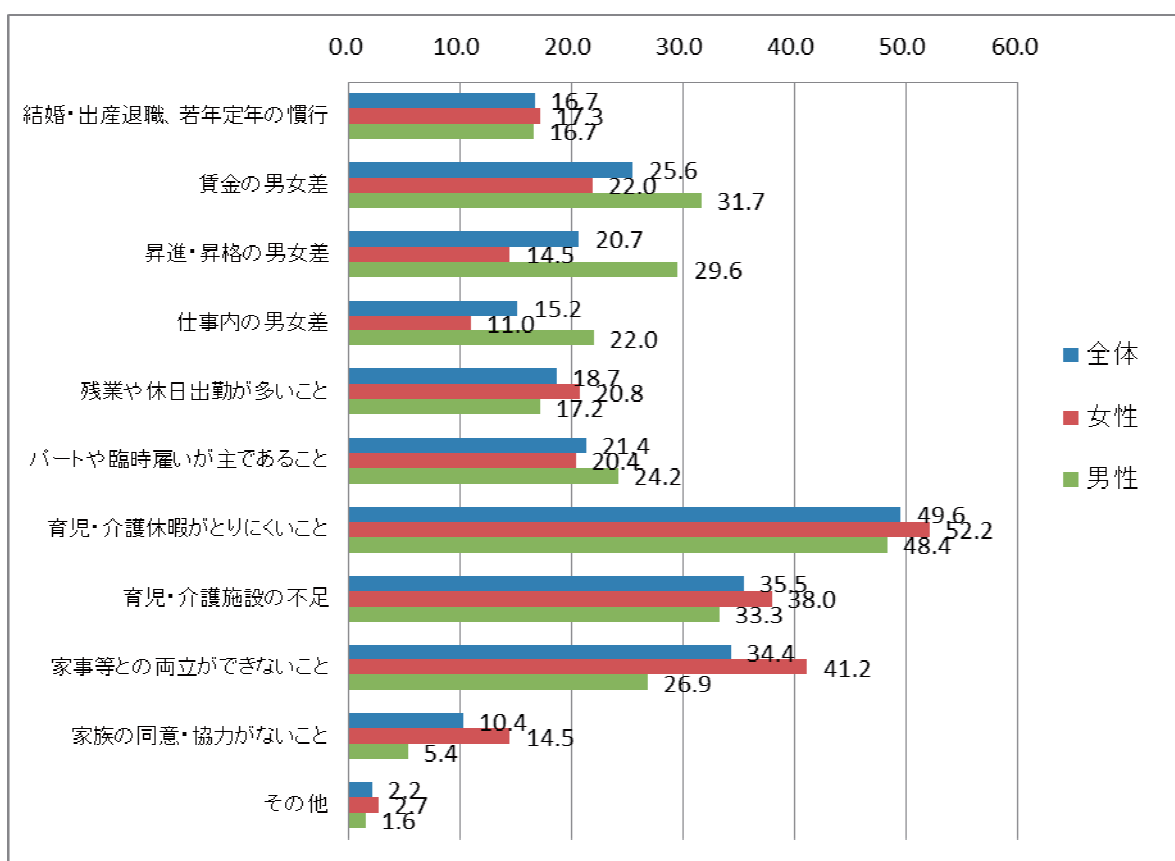


		仕事を持たない方がよい	結婚するまで職業を持つ方がよい	子どもができるまで職業を持つ方がよい	子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい	子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい	既婚、未婚、子どものいる・いないにかかわらず職業を持ち続ける方がよい	わからない	その他
年齢別（女）	20代	0.0	0.0	0.0	22.2	14.8	59.3	3.7	0.0
	30代	0.0	0.0	0.0	25.7	8.6	48.6	8.6	8.6
	40代	0.0	2.3	0.0	34.1	4.5	45.5	4.5	4.5
	50代	0.0	4.2	2.1	33.3	14.5	41.7	0.0	2.1
	60代	1.9	3.5	5.3	36.8	15.8	33.3	1.8	0.0
	70代	2.3	9.1	11.4	34.1	11.4	22.7	2.3	4.5
年齢別（男）	20代	0.0	0.0	7.7	23.1	7.7	15.4	0.0	38.5
	30代	0.0	0.0	8.0	28.0	20.0	36.0	8.0	0.0
	40代	0.0	5.3	0.0	26.3	42.1	21.1	5.3	0.0
	50代	0.0	3.3	10.0	26.7	16.7	30.0	3.3	6.7
	60代	1.9	1.9	3.8	28.3	15.1	39.6	1.9	3.8
	70代	2.2	10.9	2.2	45.7	17.4	15.2	0.0	2.2

（単位：%）

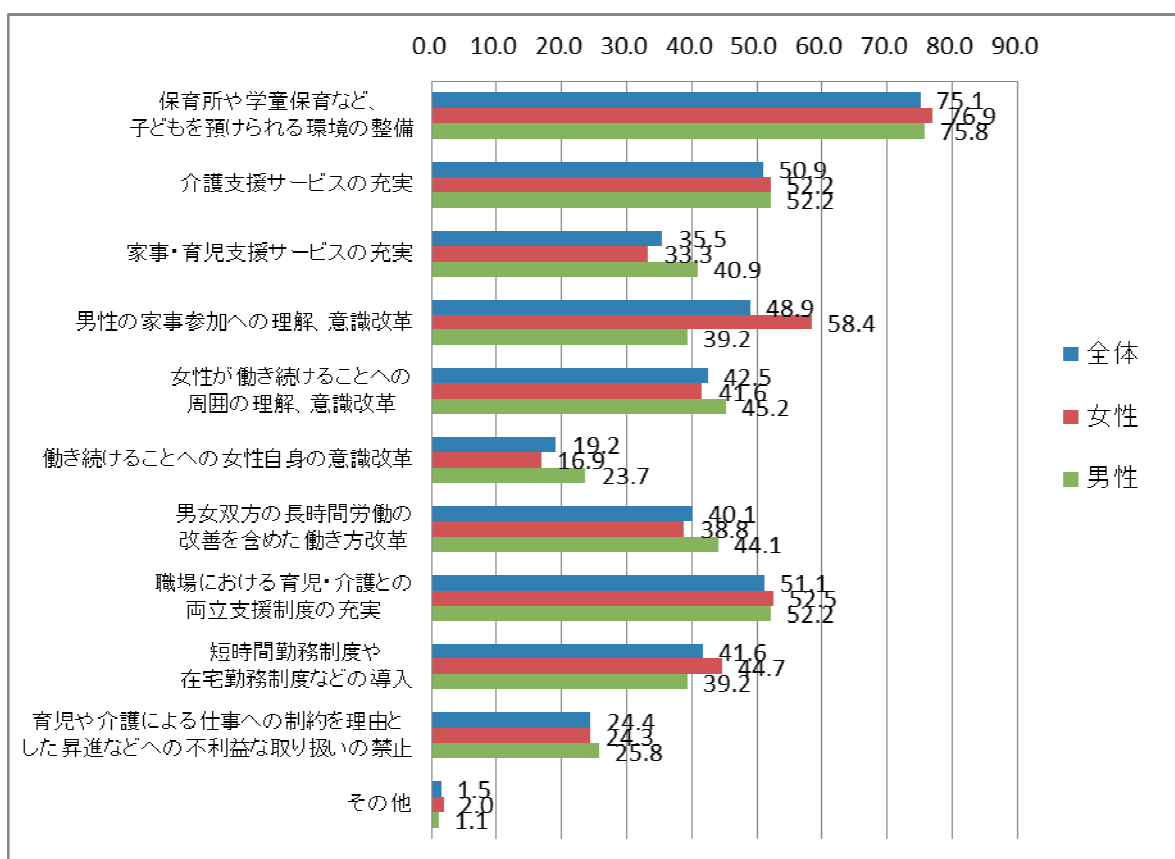
【女性が働くうえで改善されたほうがよいと思うもの】

(複数回答)



【女性が離職せず働き続けるために家庭・社会・職場において必要なこと】

(複数回答)



■男女の立場の平等感

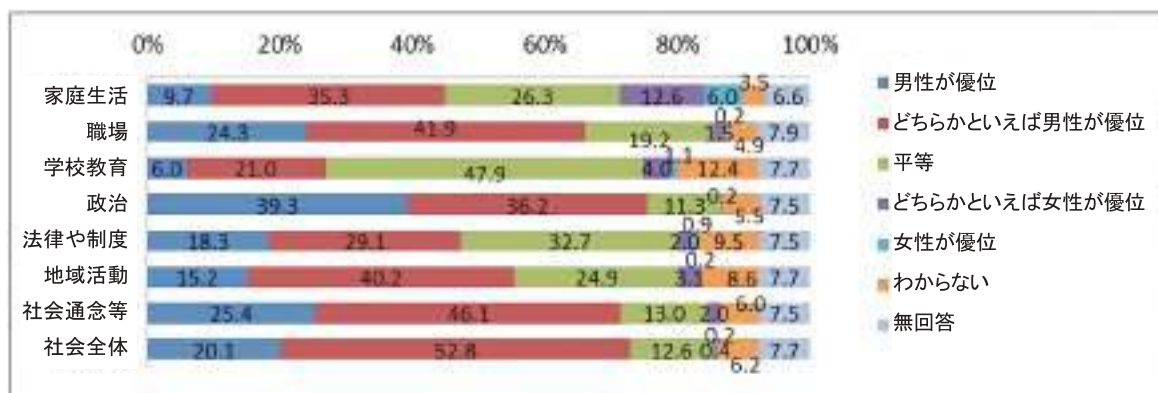
男女の立場の平等感については、「男性優位」（「男性優位」「どちらかといえば男性優位」）と感じている人の割合が「学校教育」以外、すべての項目で「平等」を上回っています。特に「職場」「政治」「社会通念等」「社会全体」では男性優位が6割以上を占めています。

「平等」と回答した人が最も多かった項目は「学校教育」の47.9%、次いで「法律や制度」32.7%、「家庭生活」26.3%の順になっており、この順位は5年前の市民意識調査とほぼ変わりません。しかし、「法律や制度」は前回の調査よりも「男性優位」の割合が増加し、「平等」の割合が減少していることから、この5年間で法改正や制度改正はなされているが、結果が反映されていない現状が見受けられます。

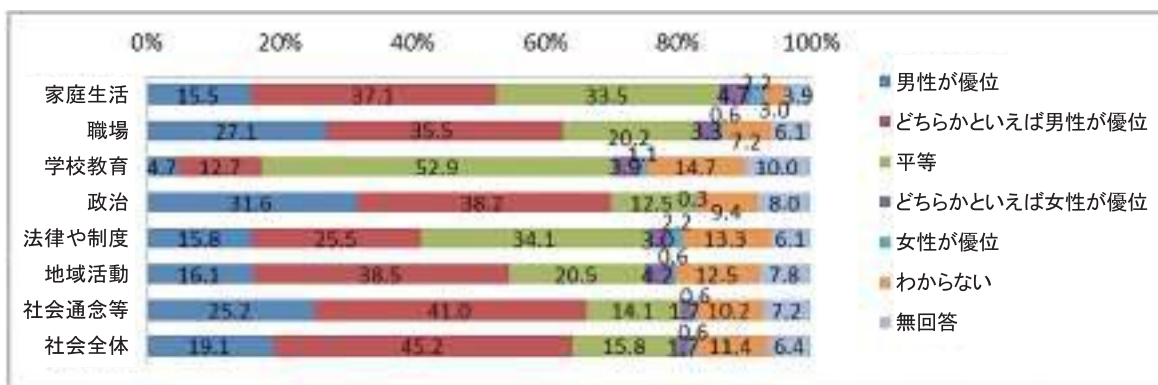
「男女共同参画社会」を形成していくために行政がすべきことについては、「子育てや介護中であっても仕事を継続できるようにする」「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」と回答した人が6割と高く、次いで「女性が政権決定の場に積極的に参画できる意識や環境づくり」となっています。5年前の市民意識調査と比較しても、「再就職の支援」の割合が2.5倍も高くなっており、「子育てや介護中であっても仕事を継続できるようにする」「女性が積極的に参画できる意識や環境づくり」の割合も上がってきていることなどから、働く女性への支援・環境づくりの推進が必要であると考えます。

【各項目での男女の立場】

（平成29年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より）

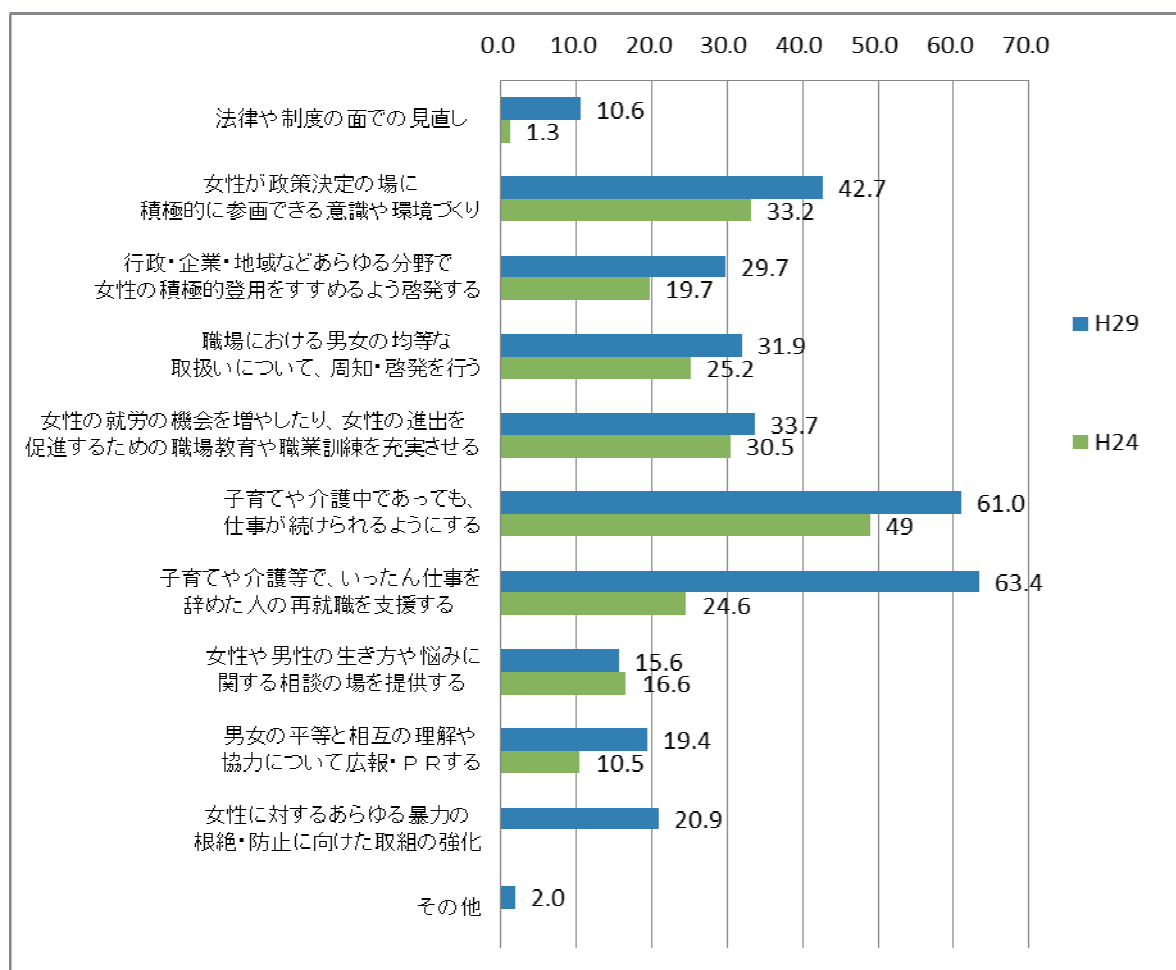


（平成24年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より）



【「男女共同参画社会」の実現のために行政がすべきこと】

(複数回答)



■女性が活躍するために

女性が活躍できる社会を実現するために必要なことについては、「職業と家庭の両立を図るために必要な環境整備（子育て・介護支援）」の割合が64.5%と最も高く、次いで「男性の意識改革」となっています。年齢別にみると、20～40代女性（子育て世代）、40～50代男性（ダブルケア世代）では、「多様な働き方の推進」の割合が5割前後と高い傾向にあります。

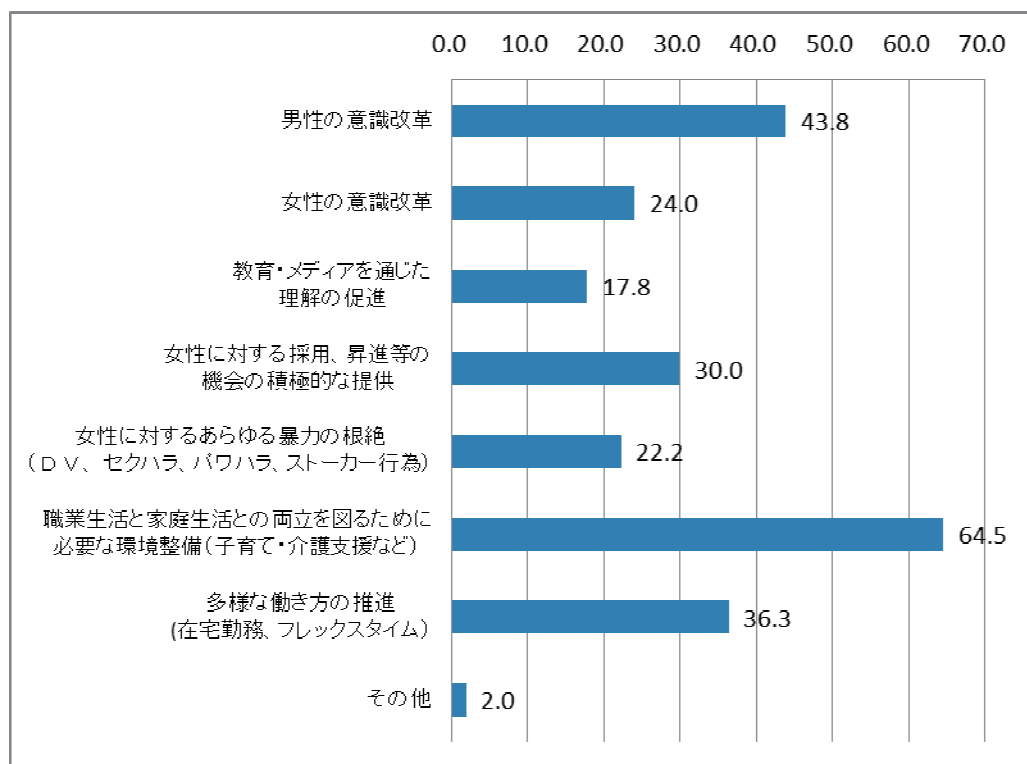
女性が各分野で活躍することへの影響については、「男女を問わず優秀な人材が活躍できる」「多様な視点が増えることにより、新たな価値やサービスが創造される」「女性の声が反映されやすくなる」など社会に良い影響を与えていると感じているようです。

女性が活躍するために障害になることについては、女性が働くために改善すべきことと同様、「保育・介護支援など公的サービスが不十分」「家族の支援が十分でない」ことの割合が高くなっています。年齢別にみると20～40代女性は「男性が女性リーダー希望しない」の割合が高い傾向にあり、40代、50代（役職層年齢）で「長時間労働の改善が十分でない」の割合が高くなっています。

【女性が活躍できる社会を実現するために必要なことは？】

(複数回答)

《全体》



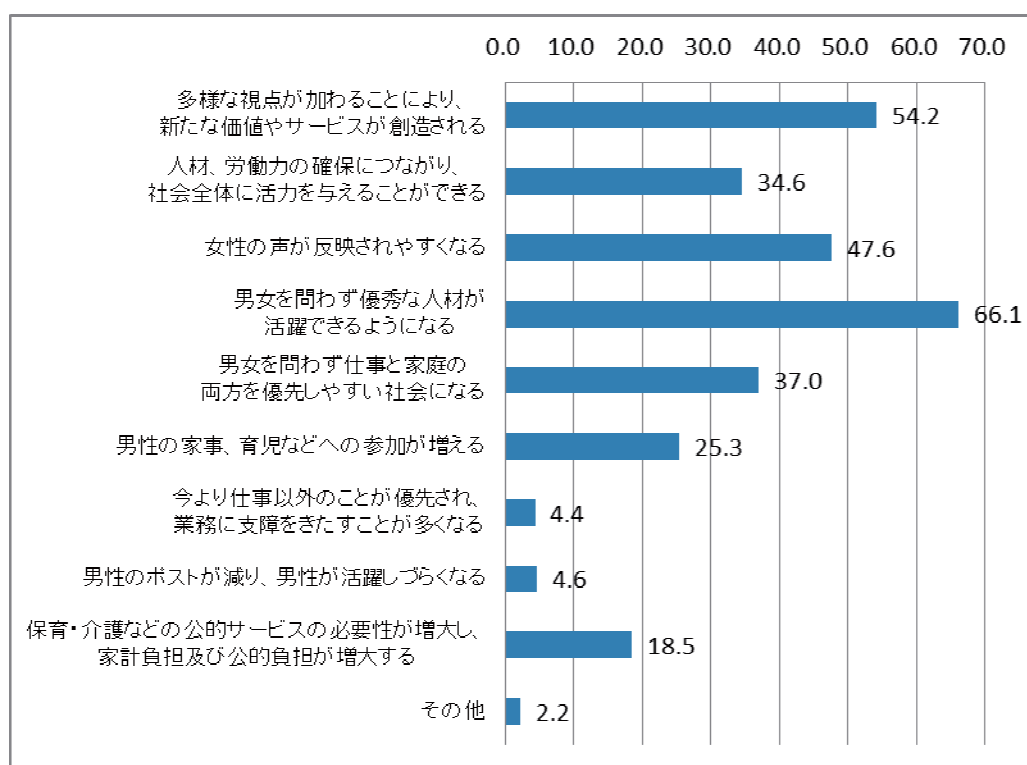
《年齢別》

		男性の 意識改革	女性の 意識改革	教育・メディアを通じた理解の促進	女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供	女性に対するあらゆる暴力の根絶	職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備	多様な働き方の推進	その他
年齢別 (女)	20代	40.7	22.2	33.3	29.8	18.5	66.7	48.1	0.0
	30代	40.0	11.4	22.9	22.9	14.3	82.9	57.1	2.9
	40代	45.5	20.5	13.6	25.0	27.3	79.5	45.5	0.0
	50代	45.8	25.0	14.6	27.1	43.8	62.5	35.4	0.0
	60代	36.8	19.3	8.8	31.6	22.8	71.9	35.1	5.3
	70代	34.1	20.5	22.7	36.4	15.9	63.6	15.9	2.3
年齢別 (男)	20代	69.2	30.8	7.7	46.2	7.7	53.8	38.5	7.7
	30代	40.0	32.0	20.0	36.0	24.0	48.0	32.0	0.0
	40代	47.4	36.8	10.5	10.5	21.1	42.1	42.1	0.0
	50代	50.0	13.3	26.7	23.3	20.0	63.3	56.7	3.3
	60代	49.1	35.8	17.0	39.6	20.8	67.8	30.2	1.9
	70代	52.2	34.8	21.7	34.8	21.7	56.5	23.9	2.2

(単位: %)

【女性が各分野で活躍することでどのような影響があるか】

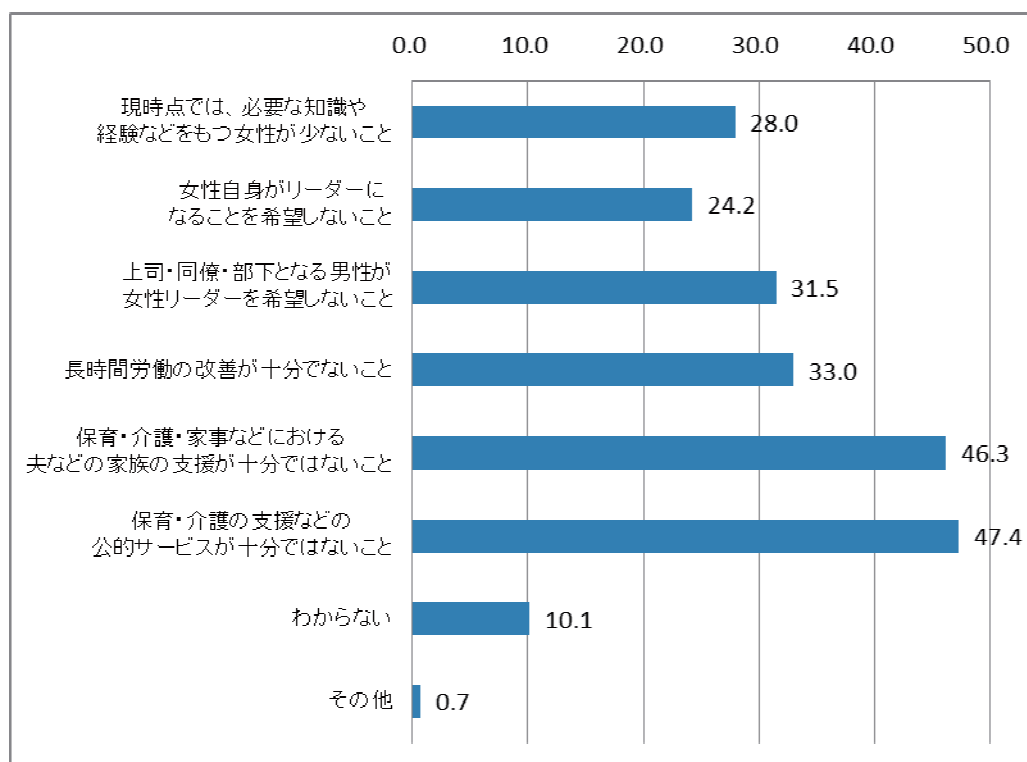
(複数回答)



【女性が活躍するために障害となるものは？】

(複数回答)

《全体》



《年齢別》

		現時点では 必要な知識 や経験など をもつ女性が 少ないこと	女性自身が リーダーにな ることを希望 しないこと	上司・両親・ 部下となる 男性が女性 リーダーを希 望しないこと	長時間労働 の改善が十 分でないこと	保育・介護・ 家事などに おける夫など の家族の支 援が十分で はないこと	保育・介護 の支援など の公的サー ビスが十分で はないこと	わからない	その他
年齢別 (女)	20代	14.8	22.2	51.9	37.0	55.6	37.0	3.7	0.0
	30代	14.3	17.1	45.7	34.3	45.7	54.3	8.6	2.9
	40代	15.9	15.9	45.5	43.2	59.1	63.6	4.5	0.0
	50代	22.9	22.9	35.4	22.9	59.3	50.0	2.1	2.1
	60代	28.1	26.3	35.1	31.6	52.6	49.1	17.5	0.0
	70代	54.5	20.5	22.7	34.1	34.1	47.7	22.7	0.0
年齢別 (男)	20代	30.8	30.8	15.4	30.8	53.8	46.2	0.0	0.0
	30代	32.0	28.0	20.0	16.0	32.0	32.0	16.0	0.0
	40代	21.1	10.5	21.1	26.3	47.4	26.3	5.3	0.0
	50代	23.3	40.0	30.0	53.3	50.0	50.0	3.3	0.0
	60代	26.4	32.1	34.0	32.1	47.2	62.3	13.2	1.9
	70代	45.7	30.4	17.4	39.1	32.6	34.8	13.0	0.0

(単位: %)

The background features three large, semi-transparent blue circles of varying sizes. Two thin blue lines intersect diagonally across the upper half of the page. A third thin blue line runs diagonally from the bottom right towards the center.

第2章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

女性も男性もお互いを尊重し認め合いながら、ジェンダーにとらわれることなく、自分らしく生き生きと暮らすことのできる「男女共同参画社会」の実現をめざし、以下の4つの基本理念を定めます。

1 男女の人権と個の尊重

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、性による差別をはじめとする一切の差別を禁止しています。男女共同参画社会基本法では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するための基本理念を定めています。しかし、残念なことに人権に対する認識が十分でないため、男女が平等に能力を発揮する環境になく、不当な暴力を受けている女性が存在するなど、特に、女性に対する人権が必ずしも保障されていない現状がまだ根強くあります。積極的な啓発によって個の特性を尊重した正しい平等意識を醸成し、多様な価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

2 あらゆる分野での男女の共同参加・参画

社会には、制度や慣行、家庭生活に至るまで、「男らしく、女らしく」「男は仕事、女は家庭」などの固定的な性別役割分担のように、社会的、文化的につくられた性差を肯定する風潮が残っています。少しずつ変化が見られるものの、いまだに地域活動や職場においても、「男性は主となる仕事、女性は補助的作業」といった任務の割当が見受けられ、多くの場合、女性が方針や意思の決定過程に「参画」するまでに至っていません。

女性の方針・意思決定過程への参画拡大を図るとともに、男女が共にあらゆる分野で責任を担い、主体的に立案の段階から関わり、参加・参画することができる社会の実現を目指します。

3 男女の自立・責任・信頼に基づく家庭・地域社会づくり

生活様式の多様化に伴い、家族や地域のつながりが希薄になったといわれる時代ですが、このような時代にこそ、自立・責任・信頼で結ばれた人・地域のつながりが大切です。一人ひとりが自立し、責任を持ってこそ信頼できるつながりができ、つながりに育まれた家庭や地域社会が、安心と信頼のある生活環境に結びつきます。

性別からくる固定的な役割分担意識を解消するための意識啓発を更に進めるとともに、地域社会の様々な活動に老若男女を問わず、多様な人々が共に参加・参画できるような啓発が必要です。男女それぞれが社会を担う主体的な構成員であることを自覚し、家庭づくり・地域社会づくりに積極的に関わるために、自ら多様な選択ができる社会の実現を目指します。

4 国際化への理解と対応

政治・経済・文化などあらゆる分野で国際化の進展が著しい中、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組みも、国際社会でのさまざまな取組みと連動しています。

男女共同参画に関する国際的な情報の収集や提供を行うなど、国際交流と国際理解に努め、性別に関係なく一人ひとりが、世界に目を向け、異文化を理解し、尊重し、認め合える社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

この計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の確立

ワーク・ライフ・バランスの実現は女性の活躍を推進するうえで重要であると共に、男性にとっても重要です。長時間労働削減は男性の心身の健康を保持することができ、空いた時間を利用し、家事や育児、介護、地域活動への参画による新たな価値観を得ることができます。ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男性も女性も共に責任を分かち合いながら仕事と家庭・地域の中で活躍できる生活しやすい社会の実現を目指します。

2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努める必要があります。特に女性は妊娠・出産をはじめとした女性特有の身体上の問題に直面します。妊娠・出産期における一貫した母子保健サービスの確立、及び女性特有の検診の受診率向上を図るなど女性の健康づくりが必要です。

また、配偶者からの暴力（DV）、児童、高齢者虐待など暴力は重大な人権被害であり、被害者の救済とともにあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりが課題です。

さらに、高齢者、障害の有無、国籍、性別の問題等に関わりなく誰もが安心して生活し、元気に活動できる社会づくりの推進が必要です。

3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力を発揮しながらいきいきと生活できる社会を構築する必要があります。

そのためには、子どものころからの男女共同参画への理解や人権尊重に向けた、家庭や学校での教育の推進等に取り組まなければなりません。

また、大人においても、多様性のある男女共同参画社会の実現のために、性差に基づいた偏見をなくすることが重要であり、生涯にわたっての学習の推進と更なる充実が必要です。

大人も子どもも、一人ひとりがこの問題を自分自身の問題としてとらえ、社会全体で取り組んでいくことが求められています。

4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり

地域社会は豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合い安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要であることから、地域で暮らすさまざまな立場の人が地域活動に参加・参画できるよう、また、社会の最少単位である家庭においても、固定的な性別役割分担にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、能力を発揮できるよう、意識啓発や情報提供を行う必要があります。

さらに、予想される大規模災害に対応するため、防災・減災対策に加え、災害時に脆弱な立場となりうる女性等の視点に立った防災のまちづくり、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興を推進することが重要です。

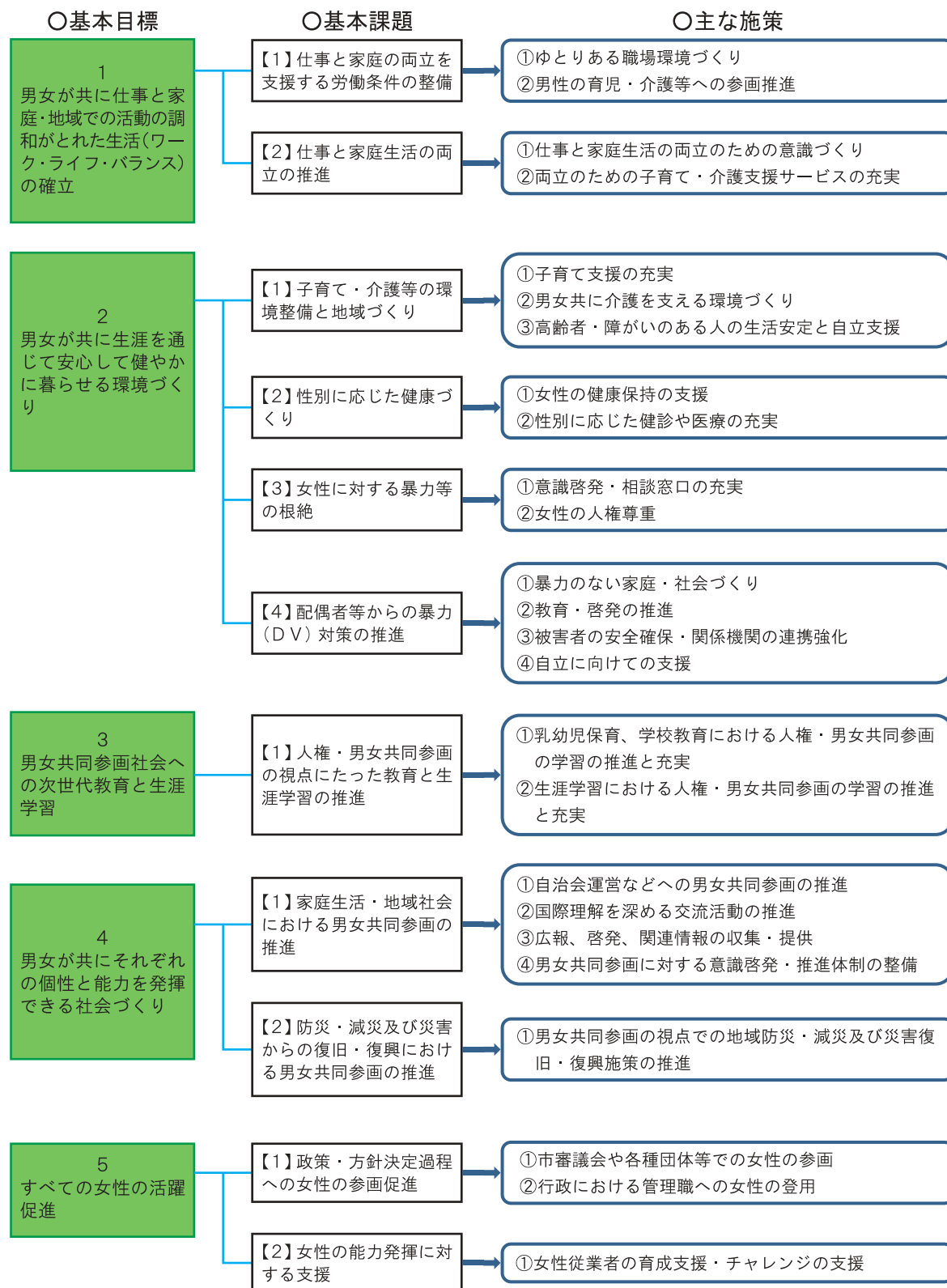
5 すべての女性の活躍促進

男女の性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程をはじめ様々な場面で女性の考えや意見が十分反映されなければなりません。男女に平等でない制度・慣行の見直しと社会全体の意識改革の取組みを課題としながら、あらゆる場面における女性の参画の拡大を図ることが必要です。

また、働く場面において、女性が育児・介護等と両立しながら活躍するために「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、結婚、出産しても継続就業できる、あるいは一度離職しても再就職するなど十分に能力を発揮できるよう女性のための育成支援、相談支援の充実に取り組む必要があります。

3 施策体系

5つの基本目標と11の基本課題



The background features three blue circles of varying sizes and two thin blue lines. One circle is in the top right, another is in the middle right, and a third is in the bottom right. Two lines intersect: one runs diagonally from the top left towards the middle right, and the other runs diagonally from the top right towards the bottom right.

第3章

施策の展開

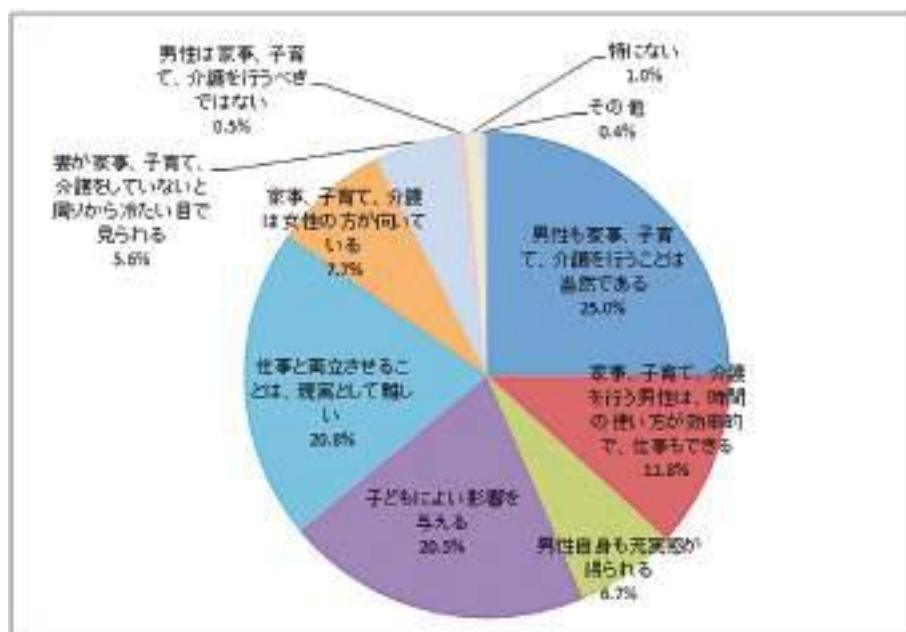
1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の確立

（１）仕事と家庭の両立を支援する労働条件の整備

男女共同参画社会の形成は男性にとっても重要であり、男性もより暮らしやすくなるということについて、さらに理解を深める必要があります。そのため、長時間労働の見直し、子育てへの参画、直面する介護の問題などを男性の視点からとらえ、男女共同参画の理解にむけた男性に対する意識啓発を積極的に行っていくことが必要です。

【男性が家事や子育て、介護を行うことについて】

（複数回答）



（平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より）

（２）仕事と家庭生活の両立の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現は、市民の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画を通じた自己実現を可能にすると共に、家族のきずなを深め、家族が安心して暮らしていける社会の実現につながります。しかし、共働き世帯においては、子育てや介護の役割の大部分を女性が担っており、男性においては、長時間労働により家事や子育て、介護等の家庭での役割を十分に果たせていない場合が少なくありません。

男女が共に安心して家庭生活を営みながら、仕事や地域活動に参画できるように、地域や事業所、行政をはじめ社会全体で働き方の見直しや、子育てや介護等を支援する体制の充実を図ることが必要です。

2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

(1) 子育て・介護等の環境整備と地域づくり

少子高齢化や核家族化、地域の人間関係の希薄化などにより、親戚や地域と関わりを持たないことに起因した児童虐待や高齢者虐待などが社会問題化しています。ひとり暮らしの高齢者も増加し、人間関係の希薄化を背景に地域からの孤立も見られることから、地域において高齢者を支える体制を整備する必要があります。また一人親世帯の増加により、精神的な不安を抱える孤独な親の増加なども問題視されており、子育てに関する正しい情報の提供や、地域ぐるみでの子育ての推進が大切になっています。さらに「障害者差別解消法」の施行などを踏まえ、一人ひとりが「個」として尊重される地域づくりを図っていくことが求められています。

このように様々な状況や立場に置かれている人々が生活していく中で生きづらさを感じることなく、多様な生き方を認めあう意識を醸成するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、相談体制をはじめ、各種支援のための取組みを充実させる必要があります。

(2) 性別に応じた健康づくり

男女が互いにそれぞれの身体の特徴を十分理解し合い、思いやりを持って助け合うことは、男女共同参画社会の基礎を成すものです。

特に女性は、妊娠や出産する可能性もあり、男性とは異なった身体上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の観点重要です。女性の心身の健康が生涯にわたり保持、増進できる社会の形成が必要です。

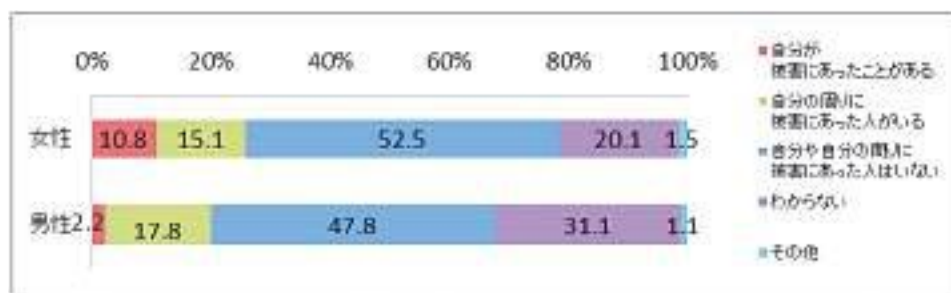
また男女が生涯にわたり、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育や相談体制の充実を図ることが必要です。

(3) 女性に対する暴力等の根絶

セクハラや、配偶者やパートナーからのDV、働く女性が増えたことによるマタハラなどの被害者は、圧倒的に女性に多く、このような女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担や女性差別に根ざした構造的問題が背景として潜んでいる場合があります。

女性に対するあらゆる形態の暴力を未然に防ぐため「暴力は犯罪、支配は人権侵害」という認識を深めるとともに、根絶に向けての意識啓発の推進や、相談窓口などの充実を図ることが必要です。

【セクハラ被害の状況】



【セクハラを受けたときの対応】



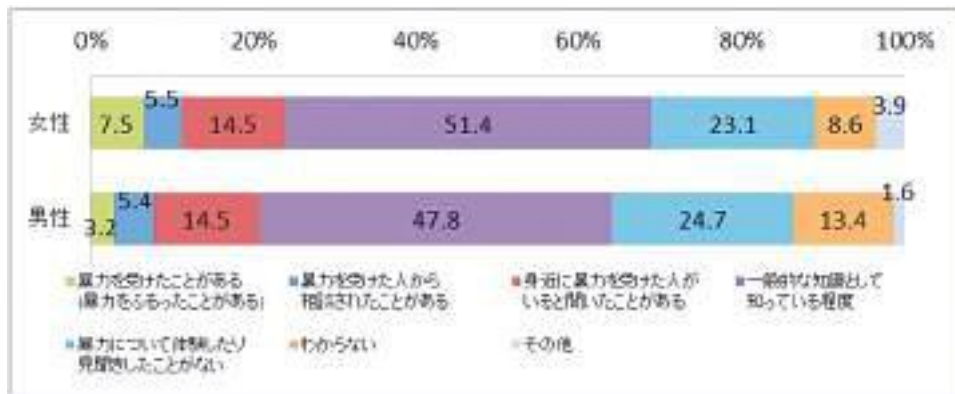
(平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より)

(4) 配偶者等からの暴力（DV）対策の推進

配偶者やパートナーからの身体的・精神的暴力は犯罪となる行為をも含む人間としての尊厳を深く傷つける重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければならない重要な課題となっています。また、その被害者の多くが女性であり、被害者が自立して新たな生活をふみ出すことができるよう、被害者やその子どもを含めた支援を受けられる体制づくりが大切です。

DVの防止や被害者の保護、自立を支援するためには、福祉、警察、司法、医療、教育等様々な関係機関が密接に連携して取り組むことが必要です。

【DV被害の状況】



【DVを受けたときの対応】



(平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より)

3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

(1) 人権・男女共同参画の視点にたった教育と生涯学習の推進

固定的な性別役割分担についての意識改革が少しずつではありますが、進んでいます。しかしながら、社会のあらゆる場面で、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられたこの意識は、家事育児などの面で、いまだに根強く残っているのが現状です。

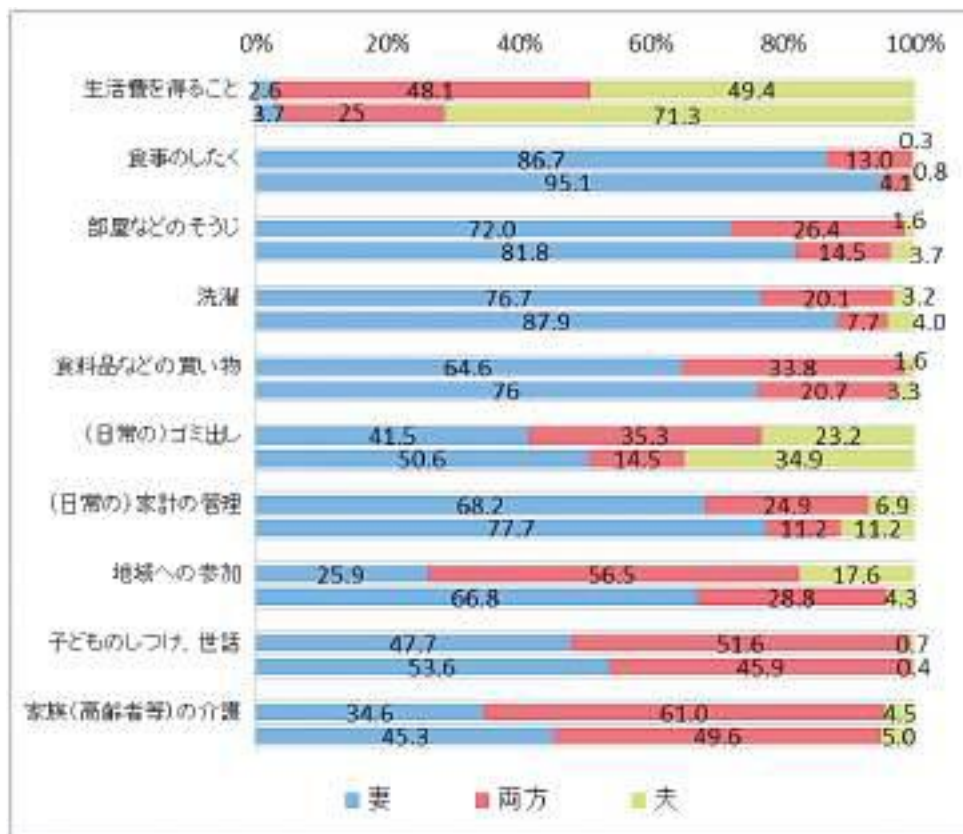
幼少期においては、親の意識や生活態度も含めて家庭内での教育方針が子どもに与える影響は大きなものがあります。また、乳幼児保育や学校教育は、人間形成、男女の意識形成に重要な役割を担っています。

一人ひとりの「違い」を尊重した正しい平等意識を醸造し、様々な価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重される社会、多様性のある共生社会を実現するため、対等な男女観に立って、主体的に「自分らしい生き方」ができるよう男女共同参画の視点から教育・学習を進め、行動していくことが必要です。

また、一人ひとりの能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくためには、生涯にわたり学習機会が確保されなければなりません、特に、女性問題を位置づけ、ジェンダーや固定的な性別役割分担の意識を解消するための男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進することが大切です。

【家庭における夫婦の役割分担】

(上段：平成 29 年結果 下段：平成 24 年結果)



(洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より)

4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり

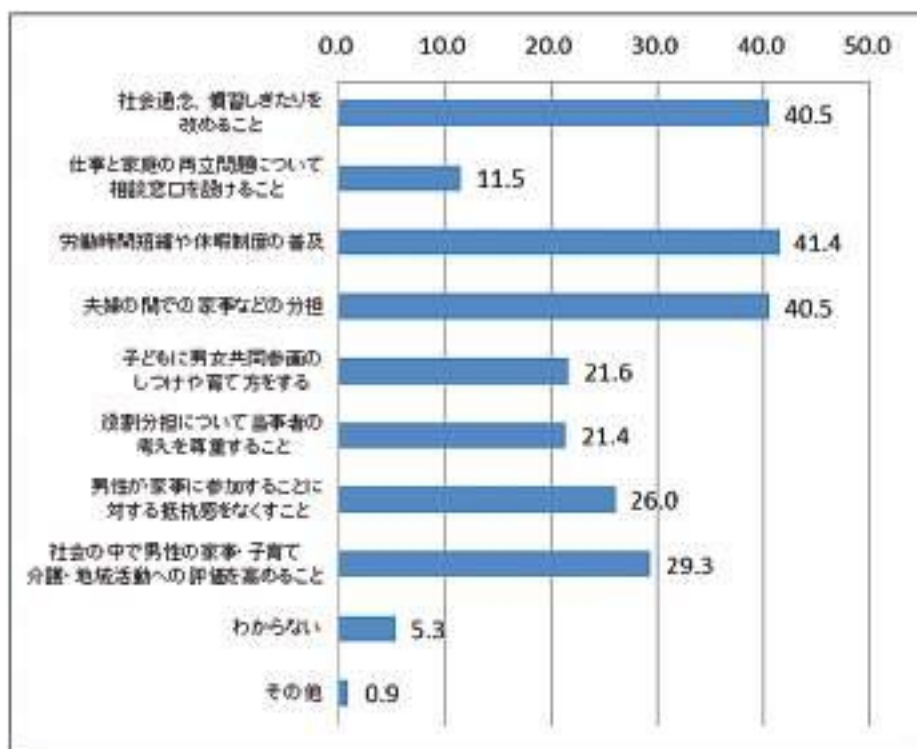
(1) 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

家庭生活において、「男性は外で働き、女性は家事育児を行う。」といった固定的な性別役割分担の意識はだんだんと少なくなりつつありますが、いまだに根強く残っています。地域活動においても、町内会長や PTA 会長の女性の割合は低いのが現状です。

男女が共に家事、子育てや教育、介護等の家庭生活、町内会やボランティアなどの地域活動に積極的に参加していくためには、家庭では家事などの分担をするように十分話し合うこと、社会では労働時間の短縮や休暇制度の普及、男女の固定的な性別役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めることが求められています。家庭生活・地域社会において、男女が共に協力し合い、固定的な性別役割分担に縛られることなく、個性と能力を発揮できるよう意識改革に向けた更なる取り組みが必要です。

【男女が共に家庭生活や地域活動に積極的に参加していくために必要なこと】

(複数回答)



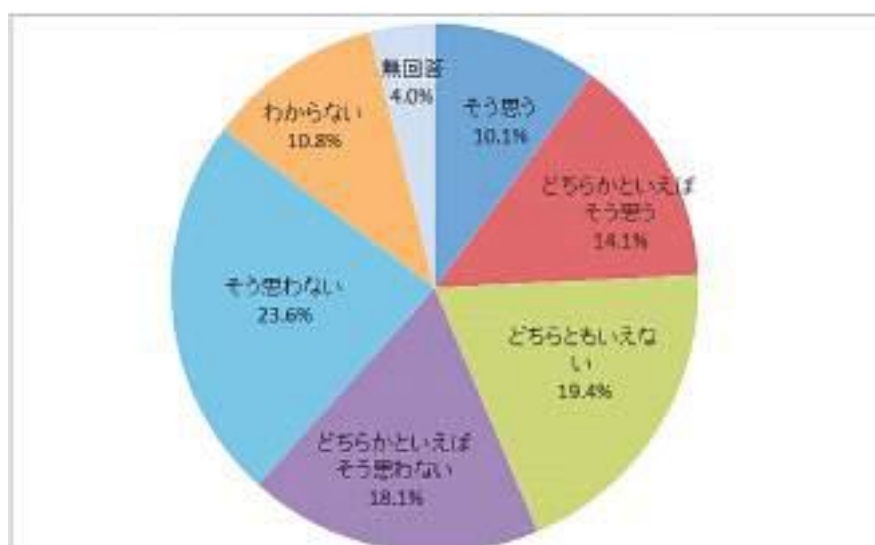
(平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より)

（２）防災・減災及び災害からの復旧・復興における男女共同参画の推進

近い将来、南海トラフ地震などの大規模災害が発生すると予測されていますが災害が起こってから、男女共同参画の視点で対応しようとしても急には難しいと考えます。

また、災害対応においては男女等のニーズの違いに配慮して進めなければなりません。災害時における避難所が女性や高齢者、障害者にとって避難しやすい環境となるよう取組むことが求められています。これらに役立ていくために、防災・減災や復旧復興支援についての方針決定過程において男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立することが大切です。

【災害時における避難所が女性や高齢者、障害者にとって
避難しやすい環境にあると思いますか】



（平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より）

5 すべての女性の活躍促進

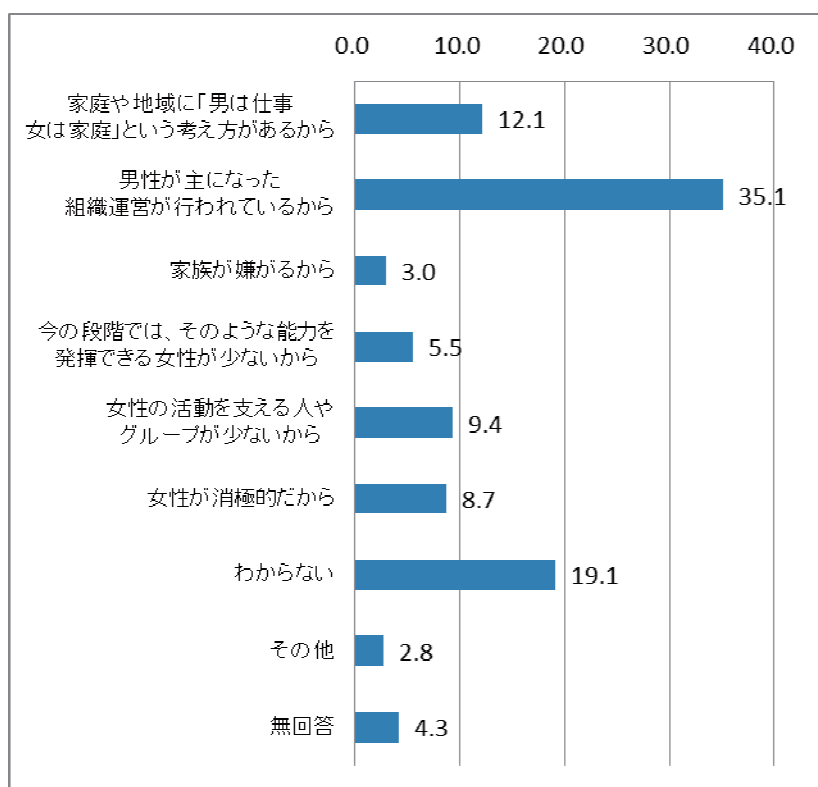
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

すべての女性が職場や家庭、地域でその個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成や環境整備などを図り、行政の政策や方針などの決定過程をはじめとするあらゆる場面において、男性と女性が対等に参画していくことが必要です。

本市における審議会等への女性委員の登用は、増えてきてはいるものの、地域における自治会・町内会などの組織を代表する立場や意思決定の場には、男性が就く割合が高く、依然として固定的な性別役割分担が残っている傾向が見受けられることから、市民、各種団体や関係機関等に積極的に働きかけることが必要です。

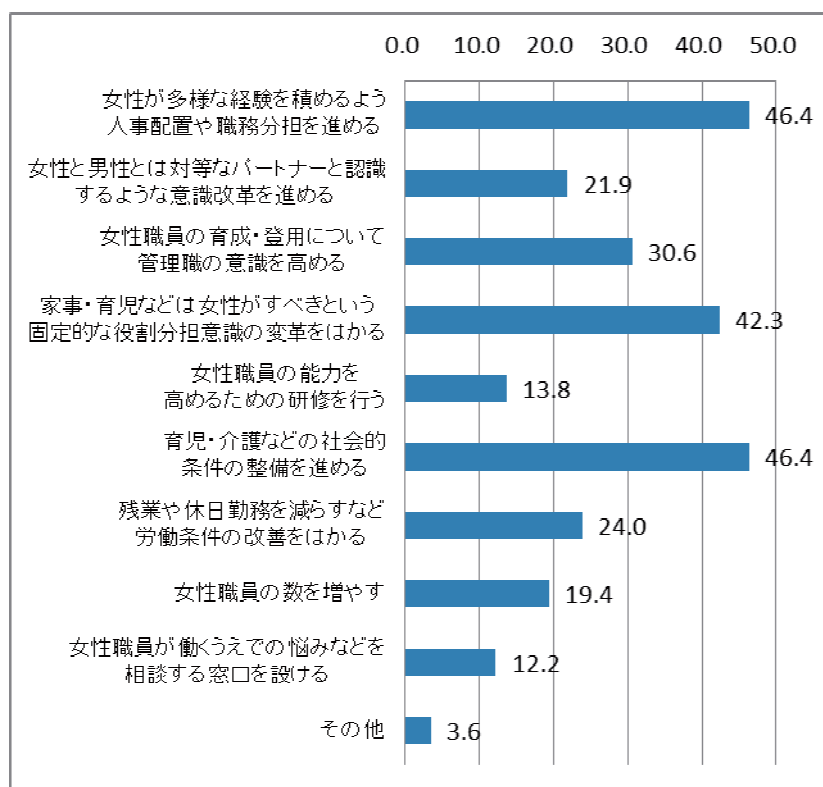
【地域活動での女性の進出がなされていない理由】

(複数回答)



(平成 29 年洲本市男女共同参画市民アンケート調査結果より)

【女性の職域拡大と登用を進めるためには】



(平成 29 年洲本市男女共同参画事業所アンケート調査結果より)

(2) 女性の能力発揮に対する支援

農・漁業及び商工業等の自営業においても、女性は重要な役割を担っており、食の安全・安心と消費者の信頼の確保という視点においても女性の参画は不可欠です。

女性が、その仕事に見合う正当な評価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるようにするため、家族経営協定など家族間のルールづくりの普及や就業条件の整備に取り組むことが大切です。

また、女性は出産・育児・介護等による就業の中断や、再就職を希望する場合において雇用条件が厳しく、正規労働につきにくいことから、女性の社会参画、経営参画意識の向上を図る一方、再就職に向けた講座等の開催やチャレンジ相談の実施など、女性の就労支援の充実に取り組むことが大切です。

The background features three large, semi-transparent blue circles of varying sizes. Two thin blue lines intersect diagonally across the upper half of the page. A large blue circle is in the top right, a medium one is in the center right, and a large one is in the bottom right corner.

第4章

主な施策と具体的内容

基本目標	1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活(ワーク・ライフ・バランス)の確立		
基本課題	【1】仕事と家庭の両立を支援する労働条件の整備		
主な施策	①ゆとりある職場環境づくり		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
総 務 課	・男女共同参画の意識啓発と推進 ・ワーク・ライフ・バランスの推進	適正な人事評価に基づく昇格、昇給制度の運用を行っていることで、職場での性別による固定的な役割分担の意識改革は図れています。家庭における夫婦間での分担の在り方については、個人の価値観や個々に異なる条件の中で、それぞれに考えられる各家庭の「ゆとり」が確立されるための職場環境の整備に努めています。	(継続) 男女が共に家庭と社会における責任を担い、共に能力を発揮できる環境づくりを推進します。 時間外勤務削減の啓発及び時間外勤務命令権者の意識改革を行います。 年休及び子育て等各種支援制度の取得促進に向けた啓発活動を実施します。 男女共同参画の視点を反映させるため、全職員対象に研修会や情報提供の充実を図ります。
商工観光課	育児休業制度等の制度の周知	育児休業制度等の制度周知のためＨＰ掲載及びポスター掲示、チラシ配架を行っています。	(継続) ポスター掲示やチラシ配架による周知は引き続き行い、ＨＰの掲載については、複数のジャンルでリンクをさせ、より多くの人の目にとまるように努めます。

基本目標	1男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の確立		
基本課題	【1】仕事と家庭の両立を支援する労働条件の整備		
主な施策	②男性の育児・介護等への参画推進		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
総 務 課	・男女共同参画の意識啓発と推進 ・男性職員が育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり ・ワーク・ライフ・バランスの推進	対象となる女性職員は育児休業を100%取得していること、部分休業等の取得実績から適正な労働環境は維持できているものと考えます。	（継続） 男女職員の育児休業取得の励行などによって、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりの推進を行います。 男女が協力して家事・育児・介護等の家庭生活における役割や責任を担っていくよう意識啓発に努めます。
介護福祉課	・男女が共同して担う介護についての啓発 ・認知症をささえる家族の会	各種団体(老人クラブ等)の会議において啓発し、健康づくりメニューとして講座を実施しています。また、介護保険制度の説明を通して、介護問題や家庭への負担の大きさについて理解を深め、介護を担い合う大切さについて啓発しています。 毎月開催している定例会に包括支援センターからも参画し、介護者の抱えている悩みや課題を共有しています。	（継続） 高齢社会をよくする会等の会議を通して、定期的に介護問題に関する情報提供や啓発活動を進めていきます。 男性の介護者や働きながら介護している人も参加しやすい家族会支援を進めていきます。
子ども子育て課	男女が共同して家庭責任や子育てを担い合えるよう男性が参加しやすい環境整備づくり	保育所行事等において、男性が参加しやすい環境整備に努めています。	（継続） 保育所行事等において、男性保護者の参加は増えてきており、今後も引き続き、参加しやすい環境整備に努めます。
市 民 課	子育て・介護を男女が共に等しく担い合うための、家庭内における男女平等の意識改革	講演会の開催などにより、男女共同参画の意識を啓発しています。	（継続） 男女が共に参加しやすい講演会の開催を進め、意識の改革を図ります。

基本目標	1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活(ワーク・ライフ・バランス)の確立		
基本課題	【2】仕事と家庭生活の両立の推進		
主な施策	①仕事と家庭生活の両立のための意識づくり		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
商工観光課	男女が共に家庭生活と仕事を両立することができる環境づくりをするために、男女共の労働時間短縮の普及を促進	国・県等の関係機関からの啓発用パンフレットの配布等により周知を図っています。	(継続) 労働時間短縮の普及を国・県との連携により雇用主、労働者の双方に周知を図っていきます。
福 祉 課	ボランティア活動への参画のためのボランティア研修の充実・参加促進	洲本市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、多岐に渡る内容の研修を行い、講座の更なる充実、参加促進を図っています。 養成講座 3回	(継続) リタイアした世代等のボランティア活動への参画を促進するため、洲本市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、研修・講座の更なる充実、参加促進を図っていきます。

基本目標	1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の確立		
基本課題	【2】仕事と家庭生活の両立の推進		
主な施策	②両立のための子育て・介護支援サービスの充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
介護福祉課	介護保険制度に対する意識啓発と支援サービスの充実	65歳到達による資格取得者に対し、保険証と合わせて小冊子「みんなのあんしん介護保険」を送付しています。また、介護サービスの充実のため、介護保険事業計画に基づいて施設整備を進めています。	（継続） 今後も引き続き、65歳到達による資格取得者に対し、保険証と合わせて小冊子を送付し介護保険制度に対する意識啓発に努めます。
生涯学習課	洲本市子育て学習センターの運営	市内2ヶ所の子育てセンターにおいて、両親教育インストラクターのコーディネートにより様々な事業を実施し、就園前の子を持つ親を対象に、親としての知識の向上、親子関係づくり、参加者間の仲間づくり等を推進しています。	（拡充） 市内2ヶ所で実施している「子育て学習センター」を、総合的に支援できる「地域子育て支援拠点施設」へと拡充させることで、安心して子育てができる支援体制を充実していきます。
子ども子育て課	・子育てを支える多様な保育サービスの充実 [多様な保育ニーズに対応するため、保育所の適正配置、乳幼児保育、特定保育、延長保育、一時預かり保育、障害児保育を充実します。] ・放課後児童健全育成事業の充実 [共働き家庭の増加に伴い、放課後留守家庭児童の安全の確保と健全育成を図るために、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。]	延長保育、一時預かり保育等の保育サービスを提供し、保護者のニーズに対応した取り組みを行っています。 放課後児童健全育成事業においても、休止中の放課後児童クラブの再開や利用希望の多い校区での定員拡充など、事業の充実を図っています。	（継続） 引き続きニーズに対応した事業実施に取り組みます。 引き続き、事業の充実を図っていきます。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【1】子育て・介護等の環境整備と地域づくり		
主な施策	①子育て支援の充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
学校教育課	・不登校の児童・生徒についての教育相談の実施 ・不登校の子どもについての適応教室の開設	・青少年センターなどで随時実施しています。 ・現在3名の生徒が在籍し、学習活動に取り組んでいます。	(拡充) 授業づくりや集団づくり、適切なかかわり等、予防のための取組を充実し、魅力ある学校づくりを推進します。 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの充実と活用に努めます。
福祉課	民生委員・児童委員の研修 相談・支援の充実	民生委員・児童委員に対し、児童福祉（児童虐待・発達障害等）についての研修を行い、問題の原因、またその支援、解決策についての知識の修得に努めています。	(継続) 関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員に対して、児童福祉についての研修を行い、相談・支援等に必要な知識及び技術の修得を図っていきます。
健康増進課	子育てに対する不安やしんどさを安心して相談できる場や機会の提供	これまでの母子保健事業（乳幼児健診・相談等）だけでは、支援が必要でありながら支援につながりにくかった保護者が相談しやすい環境づくりとして母子健康包括支援センターを設置し、妊娠中から必要な支援につながり問題解決がはかれるよう関係機関と連携をとっています。 母子健康包括相談件数 （実数）76件 （延べ）135件 （再掲）SNS延28件	(拡充) 母子健康包括支援センターの複数配置等、支援の充実を図っていきます。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【1】子育て・介護等の環境整備と地域づくり		
主な施策	①子育て支援の充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
子ども子育て課	・地域での子育て支援 ○ 子育てサークルの育成 ○ 地域の多世代交流ができる事業の実施 ・保育所情報や子育て支援情報の提供 ・子育てに関する相談体制の充実 ○ 家庭児童相談 ○ 子育て悩み相談 ○ 乳幼児相談	・保育所における園庭開放、子育てひろば開設等による子育て支援を実施しています。 ・児童館、児童センターの取り組みによる子育て支援の実施・子育て応援パスポートを活用した地域の協賛店舗による子育て支援を実施しています。 ・子育てハンドブックを作成・配布し、子育て支援情報を提供しています。 ・家庭児童相談室の設置	(継続) 子育てハンドブックや子育て応援パスポート事業の充実を図ります。 現状の資源を活用した子育て支援の充実を図ります。
地域生活課	子育て中の人、障害者、高齢者などの視点に立って施設の点検と改良を行うことによりバリアフリーのまちづくりを推進	特に小さい子どもや、障がいを持った来庁者の安全性の定期的な確認を実施しています。	(継続) 小さいお子さんを連れた方々だけでなく、高齢者や、車いすでの来庁者にとっての庁舎の利便性の再検証を行います。

基本目標	2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【1】子育て・介護等の環境整備と地域づくり		
主な施策	②男女共に介護を支える環境づくり		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
介護福祉課	・介護を含む高齢者の地域生活の支援体制の構築	介護を含めた高齢者支援について、社会福祉協議会、在宅介護支援センター等と地域ケア会議、ケアマネ連絡会等を定期的に開催し、情報の共有、個別処遇の検討など支援の適正化に努めています。また、医療機関、民生委員等との連携強化を図り、地域全体での支援体制の構築に努めています。 地域ケア会議の充実 自立支援型地域ケア個別会議（毎週1回）、部会（ごしき・洲本市地域包括支援センター毎に月一回開催）、ケアマネジメント支援会議における検討を通して地域課題を蓄積しています。	（拡充） 平成30年度から配置する生活支援コーディネーターと各機関・会議等との連携を取り、生活支援コーディネーターが各地域の特性に応じた支援体制の構築を支援していきます。
	・介護を含む高齢者の総合相談窓口の設置	地域包括支援センター（直営・委託）を中心に、在宅介護支援センター（3か所）が地域の高齢者の総合相談窓口として支援しています。	（継続） 介護に関する問題が重度化・深刻化しない段階で気軽に相談してもらえるような住民や関係機関との支援体制づくりを目指します。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【1】子育て・介護等の環境整備と地域づくり		
主な施策	③高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
介護福祉課	介護予防事業（いきいき百歳体操等）の地域展開	いきいき百歳体操など地域における自主的な介護予防活動を通して、自らの日常生活を振り返り、健康の大切さ、予防の必要性を理解し合う場づくりを展開しています。男女問わず、参加者各々が自立支援をめざすとともに、地域の絆づくり支え合い、見守り合える環境づくりを推進しています。 現在、83グループが活動しています。健康増進課と共同で、事業の説明や健診、測定、記録、評価等後方支援を行うという内容で、計画的に取り組んでいます。	（継続） 現在、目標を100グループとしており普及啓発を続けています。また、グループがない地域で体験会を実施してグループが作られたところもあり少しずつではありますが、グループ数は増加しています。 年々、介護予防の重要性は増してきており、今後も健康の大切さ、予防の必要性を理解し合う場づくりを展開し、あわせて地域の絆づくり、支え合い見守り合える環境づくりを推進していきます。
福 祉 課	障害者問題解決のための啓発推進 [ノーマライゼーションの理念を広め、障害者問題への理解を深めるための啓発を推進します。]	障害福祉関係機関を対象に障害者差別解消法に関する研修会を実施し（2回）、合理的配慮についての情報共有や受講者の障害者理解を深めています。	（継続） 障害のある人もない人も全ての人が当たり前に心を通わせ、理解し合える暮らしやすいまちづくりを進める取り組みとして、障害者理解の啓発を推進します。
福 祉 課	民生委員・児童委員の研修 相談・支援の充実	民生委員・児童委員に対して、高齢者、障害者福祉についての研修を行い、相談・支援等に必要な知識及び技術の修得を図っています。 年6回	（継続） 民生委員・児童委員に対して、高齢者・障害者福祉についての研修を行い、相談・支援等に必要な知識及び技術の修得を図っていきます。

基本目標	2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【1】子育て・介護等の環境整備と地域づくり		
主な施策	③高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
市 民 課	高齢者の老人大学をはじめ、生涯学習などによる学習や趣味、スポーツやボランティア活動の支援	出前講座を通じて地域における自主活動等の情報の提供を推進しています。 市民講座を通じて人権尊重を啓発推進しています。	(継続) 引き続き、情報提供、啓発推進に努めます。

基本目標	2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【2】性別に応じた健康づくり		
主な施策	①女性の健康保持の支援		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
学校教育課	学校における性教育の充実	学習指導要領に基づき、発達段階に応じたカリキュラムを作成し、指導しています。	(継続) (「人間尊重」「男女平等の精神の徹底」を図り、性に関する基礎・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に即して、正しく理解させるとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう性教育を充実させる) 教育課程に位置付け、組織的・計画的に進めていきます。
健康増進課	安心して、子どもを産み育てられるよう、妊娠期から出産までの母の健康管理に対する支援	母子手帳交付時に全数個別相談を行い、心身共に健全な子どもの出産にむけて適切な指導を行い母体の健康の保持増進と妊婦の不安に対し支援しています。また、支援を必要としながら必要な支援者がいない妊産婦に対し、産前・産後サポート事業や産後ケア事業を始め、支援の充実を図っています。	(継続) 母子手帳交付時の全数面接により、支援を必要とする妊産婦と出会い、早期から関係性を築きながら産後ケア事業等の必要な支援を利用できるように支援し、安心して妊娠・出産期を過ごし、自信を持って子育てに臨めるように努めます。 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をめざし、安心して子どもを産み育てられるように妊産婦への支援体制の充実を図ります。

基本目標	2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【2】性別に応じた健康づくり		
主な施策	②性別に応じた健診や医療の充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
健康増進課	生涯を通じた健康づくりのため、自分の健康実態を正しく認識できる機会をつくり、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、また、地域の健康づくり活動の支援や生活習慣病の発症予防、重症化を予防できるよう、継続的な支援環境づくりの推進	・健康すもと21（第2次）計画の中間評価を行い、平成34年度までの計画の推進について見直しています。 ・生活習慣病の発症と重症化予防のとりくみを継続し、自らの健康実態を正しく認識し、必要な生活習慣の改善や医療の受診により、健康寿命の延伸となるよう努めています。 ・乳がん検診や子宮頸がん検診の女性特有のがん検診や高齢女性にとっての大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策としての骨粗しょう検診の受診率向上に向けて受診しやすい環境づくりを進めています。	（見直し・検討） 健康すもと21（第2次）計画の中間評価を受け、これまで継続的に行ってきた健康づくりの支援環境づくりについて見直し、効果的な取り組みに向け、検討していきます。 （継続） 集団健診において骨粗しょう症検診は、29年度から受診可能年齢枠（70歳まで）を廃止するなど、受診環境を広げています。女性特有がん検診ができる機会を増やすなど効果的な取り組みを検討していきます。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【3】女性に対する暴力等の根絶		
主な施策	①意識啓発・相談窓口の充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
介護福祉課	地域包括支援センター、介護支援センターでの総合相談窓口での相談受付	24時間相談受付対応ができるようにしています。	(継続) 介護に関する問題から発生する虐待等家族問題が深刻化・複雑化しないように早い段階での相談受付が行えるような支援体制づくりに努めます。
子ども子育て課	関係機関・団体等の連携・協力体制づくり	DVの防止や被害者の保護、自立を支援するために、福祉、警察、司法、医療、教育等様々な関係機関が密接に連携して取り組んでいます。	(継続) 現在の取組みを引き続き行います。
市 民 課	関係機関との連携・協力体制づくり	関係機関と連携し、特設相談所の開設、電話相談窓口の案内を行っています。	(継続) 引き続き、関係機関との連携、協力体制の強化に努めます。

基本目標	2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【3】女性に対する暴力等の根絶		
主な施策	②女性の人権尊重		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
子ども子育て課	被害者のためのカウンセリング等精神的サポートのできる相談体制づくり	女性相談員 1 名を配置し、カウンセリング等の被害者サポートを実施しています。	(継続) 現在の取組みを引き続き行います。
市 民 課	男女共同参画の視点にたった人権尊重の在り方の啓発推進	市民講座等を開催し、人権尊重の啓発推進を行っています。	(継続) 今後も引き続き継続して実施します。

基本目標	2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【４】配偶者等からの暴力(DV) 対策の推進		
主な施策	①暴力のない家庭・社会づくり		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
子ども子育て課	男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を阻害するDVをはじめ、あらゆる暴力を否定し、暴力を許さない家庭・社会の実現の推進	関係団体等と連携して、相談ナビダイヤル案内カードなどの啓発物品による啓発を実施し、DVの発見、通報のための相談窓口の周知を行い、DV被害の防止に取り組んでいます。	(継続) 直接体を傷つける身体的暴力のほか、言動や態度による精神的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力もすべて暴力であるという意識醸成を進め、暴力を許さない社会づくりのため、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するとともに、このような被害者をなくすため、DVに関する広報や周囲から通報しやすい環境整備、関係機関との連携など、DVの発見、通報のための環境づくりに努めます。
市 民 課	女性に対する暴力に関する市民からの相談・通報に対し、被害者が必要とする援助の在り方の検討	相談・通報があれば関係課、機関等へ連絡協議しています。	(継続) 相談・通報があれば関係課、機関等へ連絡協議します。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【4】配偶者等からの暴力(DV) 対策の推進		
主な施策	②教育・啓発の推進		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
子ども子育て課	女性に対するあらゆる暴力を防止するため関係機関と連携した啓発活動の実施	関係団体等と連携して、啓発チラシ、ポケットティッシュなどの啓発物品による広報・啓発を実施し、DV被害の防止に取り組んでいます。	(継続) 現在の取組みを引き続き行います。
市 民 課	関係機関と連携した教育・啓発の推進	関係機関と連携し、広報・啓発等に努めています。	(継続) 継続して実施していきます。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【４】配偶者等からの暴力(DV) 対策の推進		
主な施策	③被害者の安全確保・関係機関の連携強化		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
市 民 課	被害者等の情報管理の徹底	被害者の個人情報管理の徹底を行います。「住民基本台帳事務における支援措置申出」により、支援措置を必要とした者についての情報は、住民基本台帳システムで個別に管理しています。また、被害者本人の同意を得た上で、被害者が関係する庁内各課への支援措置情報の提供を行っています。	(継続) 住民基本台帳事務処理要領により実施しているため、要領に変更があった場合は、変更を行います。
子ども子育て課	DVが起こった場合の被害者の安全確保のため、DV被害者が安心して身近なところで相談でき、加害者の元から逃げ出した際は同伴する子どもや家族を含め、安全に保護されるよう、相談・保護体制の充実	DV被害者に対し、警察、女性家庭センター、母子・婦人施設など関係機関と連携し一時保護、施設入所等、被害者の安全確保を最優先に対応しています。	(継続) DVに関する啓発及び相談窓口を周知し、身近なところで相談ができる体制の充実を図り、また、緊急時の迅速な相談対応について、警察など関係機関と連携し被害者の安全確保を最優先に対応していきます。

基本目標	2男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり		
基本課題	【４】配偶者等からの暴力(DV) 対策の推進		
主な施策	④自立に向けての支援		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
子ども子育て課	女性問題相談員の養成 [被害者のためのカウンセリング等精神的サポートのできる相談員の確保・養成しています。]	母子・父子自立支援員を1名配置し、DV被害により保護した家族のさまざまな困難に対応するため、連絡を取り合い近況把握に取り組んでいます。	(継続) DV被害者が加害者から逃れ、新たな生活を営んでいくうえでは、住居の問題や生活、就労の問題、心身の健康回復など様々な困難を抱えており、これらに対して適切な支援が受けられるよう関係機関の連携が必要で、被害者とその子どもが、自立して新たな生活に踏み出すことができるよう、支援体制を実施していきます。また、母子・父子自立支援員を配置し、被害者のカウンセリング等の支援等を行っていきます。

基本目標	3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習		
基本課題	【1】人権・男女共同参画の視点にたった教育と生涯学習の推進		
主な施策	①乳幼児保育、学校教育における人権・男女共同参画の学習の推進と充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
学校教育課	・男女共同参画の視点に立った指導・参画の推進 ・幼稚園での男女平等教育の充実 ・男女混合名簿の実施 ・教職員の男女共同参画社会への研修の充実 ・主体的な進路・職業選択能力の育成	・指導計画に基づいて教育活動全領域で実施しています。 ・人権教育推進指針に基づいて、指導計画を作成し、推進しています。 ・男女混合名簿は可能な範囲で実施しています。 ・教職員としての資質と実践的指導力の向上を目指して研修に努めています。 ・トライやるウィーク事業を展開し、職業観、勤労観を育成し、自己実現を目指した進路指導の充実を図っています。	(継続) 共生社会の実現に向けて、男女の平等や相互理解・協力を基盤に、幼児児童生徒一人一人の個性や能力をいかす教育を推進します。 多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する力を育みます。
子ども子育て課	・保育関係者への研修の充実及び保育園での男女平等教育の充実 ・子どもたちの発達に応じて、子どもたちが男女の平等・人権に関わる確かな意識を身につけるよう教育の充実	関係団体が実施する職種、職階毎の研修に参加して資質の向上を図るとともに、保育所保育指針に沿った年代毎の保育計画を作成し、保育の中で推進しています。	(継続) 従来より保育所保育指針に基づいた保育が実践できており、今後も引き続き充実した保育を行います。 保育現場において男女平等が実践できるよう、男性保育士等の任用を行います。
市 民 課	担当部局との協働で、ジェンダーにとらわれない教育の推進	国・県等の関係機関からの情報を担当部局に提供しています。	(継続) 継続して実施していきます。

基本目標	3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習		
基本課題	【1】人権・男女共同参画の視点にたった教育と生涯学習の推進		
主な施策	②生涯学習における人権・男女共同参画の学習の推進と充実		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
生涯学習課	学習・趣味・スポーツ・ボランティア活動支援の充実	男女問わず、子どもから高齢者まで気軽に参加できる多彩な事業を実施しています。	（見直し・検討） 既存事業の充実を図るとともに、各種事業に参画するきっかけを与えるメニューや特に若者の参画を促すメニューを開拓していきます。
市 民 課	講演会などにおける一時預かり保育の開設	市で主催する各種講演会や研修会において一時預かり保育を開設し、一時預かりの必要な児童の受け入れ及び保育士の派遣を行っています。	（継続） 乳幼児を抱えた親が、各種講演会や研修会などに参加しやすいように、一時預かり保育を開設します。また、各種講座の開催においては常に一時預かり保育の必要性を考慮するよう努めます。

基本目標	4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり		
基本課題	【1】家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進		
主な施策	①自治会運営などへの男女共同参画の推進		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
介護福祉課	町内会、老人会などの自発的、自主的な交流活動のサポート	介護予防（いきいき百歳体操等）や、ふれあいサロン、サークル活動など地域社会における町内会、老人会などの自発的、自主的な活動をサポートしています。	（継続） 町内会、老人会などの自主的な活動をサポートすることで地域で集える場が継続できるように努めてきました。 引き続き、町内会、老人会等による自主的な介護予防活動やサロン活動など、共通の目標を持った者同士の交流の場づくりを展開し、見守り・声かけといった地域福祉力の醸成、環境づくりに努めます。
広報情報課	地域活動における男女の積極的な参加・参画の促進	洲本市連合町内会の事業計画には、「男女共同参画社会実現に向け協力する」と明記していただき、意識啓発や理解、周知に努めています。	（継続） 引き続き、洲本市連合町内会の事業計画に「男女共同参画社会に向け協力する」と明記していただき、意識啓発や理解、周知に努めます。
生活環境課	・地域での花づくり運動や景観を守る運動への参加 ・市内の清掃ボランティア団体へのごみ袋等の配布及びごみ収集の支援	・景観サポーター登録団体6団体へ年2回（春・秋）の苗木、資材等の支援を行っています。 ・市内の清掃ボランティア団体へのごみ袋等の配布及びごみ収集の支援を行っています。	（継続） 今後も継続して、環境保全の意識の高揚と美化推進活動への参画促進を図ります。また、ボランティア団体の育成を図るとともに、行政、企業等、市民との協働により環境問題に取り組んでいきます。

基本目標	4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり		
基本課題	【1】家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進		
主な施策	②国際理解を深める交流活動の推進		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
企 画 課	・ 在住外国人との交流の推進	本市在住の外国人を講師として招へいし、外国語講座を実施し、外国語を学びながら外国人との交流も行っています。	(継続) より一層の国際理解と国際交流の推進を図り、在住外国人と交流できる場を提供していきます。
	・ 国際理解の推進	国際姉妹都市であるアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡、同じくアメリカ合衆国オハイオ州ヴァンワート市との間で、高校生のホームステイメンバーの派遣、訪問を行っており、異国の文化にふれあい、国際感覚を身につけるにあたっての一定の成果を得ていると考えています。	国際理解、国際交流の一層の推進を目指します。

基本目標	4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり		
基本課題	【１】家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進		
主な施策	③広報、啓発、関連情報の収集・提供		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
広報情報課	・メディアによる情報等を選択、活用する能力の促進 ・男女共同参画に関する情報収集・提供の推進	各部署からのニュース、セミナー、講演会等の情報提供に応じ、CATV文字放送、ホームページ、広報紙「広報すもと」への記事掲載を随時実施しています。	(継続) 市の広報メディア(CATV放送、ホームページ、広報紙)を活用し、情報提供に努めます。
市 民 課	市の発行する広報・印刷物の表現について、男女共同参画の視点でのチェック	市の発行する広報・印刷物の表現について、男女共同参画の視点でチェックしています。	(継続) 継続して実施していきます。

基本目標	4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり		
基本課題	【1】家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進		
主な施策	④男女共同参画に対する意識啓発・推進体制の整備		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
市 民 課	・男女共同参画に関する市民・企業等の意識調査の実施 ・男女共同参画推進体制の整備	平成29年に市民及び企業に対する意識調査を実施し、現状の把握と課題を洗い出し、計画の見直しを行いました。	（見直し・検討） 洲本市男女共同参画推進委員会を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組みます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を報告します。

基本目標	4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり		
基本課題	【2】防災・減災及び災害からの復旧・復興における男女共同参画の推進		
主な施策	①男女共同参画の視点での地域防災・減災及び災害復旧・復興施策の推進		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
消防防災課	災害時における避難所での、妊婦や乳幼児への配慮の実施	既存便器への設置による簡易トイレ用品を備蓄し、災害時に通常の男女別トイレの使用を可能にしています。	(継続) 避難所運営マニュアルや、防災訓練等において、障害者や高齢者のみでなく、妊婦や乳幼児への対応についても検討し、対応策を記載するなど、現場において臨機応変に対応できるよう努めます。
福 祉 課	災害ボランティア活動への支援のためのボランティア研修の充実・参加促進	赤十字奉仕団による炊き出し訓練を始め、洲本市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心とした研修を実施しています。	(継続) 赤十字奉仕団による炊き出し訓練や、洲本市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心とした研修を通じ、地域の助け合いや相互扶助の気持ちを育み、意識の向上に努めます。

基本目標	5すべての女性の活躍促進		
基本課題	【1】政策・方針決定過程への女性の参画促進		
主な施策	①市審議会や各種団体等での女性の参画		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
総務課	審議会などにおける女性委員の登用率について、30%以上を目指す	情報公開審査会（個人情報保護審議会）は委員5名うち女性1名の登用 登用率20%	（継続） 引き続き女性委員の登用の必要性について、意識して取組んでいきます。
消防防災課	地域防災計画を作成するうえで、女性の視点からの意見を取り入れることが重要	洲本市防災会議 委員総数 36名うち女性委員2名の登用	（継続） 女性防災会議員の増員を図ります。
教育総務課	教育委員の女性の登用	教育委員4名うち女性委員2名の登用 洲本市学校教育審議委員会委員8名うち女性委員4名の登用	（継続） 委員の選任にあたり、引き続き女性委員を登用します。
健康増進課	地域の実態を把握し、地域における健康づくり活動の推進	愛育班活動、いずみ会活動の推進支援を行っています。 平成28年度 愛育班 17回 いずみ会研修 3回 事業実施 83回 会議 24回	（継続） 保健師・栄養士による研修会、学習会等を実施し、地域の健康問題を把握し、愛育班・いずみ会活動としてどのような取り組みが必要かを考え、活動できるよう支援していきます。
市民課	洲本市住居表示審議会の女性の登用促進	洲本市住居表示審議会の構成委員は、関係官公署職員、学識経験者、市職員の合計12名以内で市長が委嘱します。前回住居表示審議会を開催したのが、平成13年3月28日で15名の委員を委嘱し、市議会議員3名関係官公署職員5名学識経験者4名市職員3名で女性は0名でした。	（継続） 住居表示審議会委員の任期は審議が終了したときまでとなっており、前回開催の平成13年以降現在まで審査を行う案件がなく、委員の選任を行っていません。次回開催時には、女性の委員の登用について、関係官公署職、学識経験者、市職員の各分野において偏りなく選任します。

基本目標	5 すべての女性の活躍促進		
基本課題	【1】政策・方針決定過程への女性の参画促進		
主な施策	①市審議会や各種団体等での女性の参画		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
企 画 課	審議会等の委員への女性の登用促進	・ 洲本市地域審議会 14名うち女性2名 ・ 洲本市地域公共交通会議 25名うち女性3名 ・ 洲本市田舎暮らし推進協議会 10名うち女性2名 ・ (仮称)中川原スマートインターチェンジ利活用等地域活性化委員会17名うち女性0名 ・ 淡路島定住自立圏共生ビジョン懇談会 12名うち女性1名 ・ 洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会 26名うち女性1名	(継続) 任期満了に伴う委嘱替えに際し、女性委員の参画を進めます。
都市計画課	都市計画審議会 洲本市空家等対策協議会の運営	都市計画審議会 15名うち女性2名 洲本市空家等対策協議会 9名うち女性0名	(継続) 引き続き、審議会などにおいて女性委員を登用し、多様な人材の活用を目指します。
収納対策課	洲本市債権回収連絡推進会議における女性の意見	平成29年度は、2回開催しました。会議出席者16名のうち、女性は2名でした。	(継続) 必要に応じ開催する会議であるが、出来るだけ多く開催していきます。 女性委員の登用については、女性管理職の登用状況にもよるが、必要に応じてその他の職員の出席を求めることもできるので、女性職員の参加を促すなど、出来る限り会議への女性参加を進めていきます。

基本目標	5すべての女性の活躍促進		
基本課題	【1】政策・方針決定過程への女性の参画促進		
主な施策	①市審議会や各種団体等での女性の参画		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
生活環境課	・淡路地域循環型社会づくり推進会議・淡路循環型社会づくり推進協議会 住民、事業者、行政がごみの発生抑制、再使用、再資源化等の活動を通じて、循環型社会づくりの促進	会議には、消費者代表として、各市消費者協会の会長（女性）の出席いただき、協議会会長も女性にお願いしています。マイバック持参運動やレジ袋削減キャンペーンを行っています。	（継続） 男女の意見がともに反映されるバランスのとれた施策を実施するために、積極的に女性の参画を進めます。
保険医療課	洲本市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議する洲本市国民健康保険運営協議会委員への女性委員の登用	現在、洲本市国民健康保険運営協議会の定数は9名であり、そのうち女性委員は1名です。	（継続） 洲本市国民健康保険事業の運営に市民の意見を的確に反映できるような委員構成にするため、女性委員の割合を増やすよう努めます。
福 祉 課	民生委員推薦会や民生委員・児童委員等への女性の参画の促進	民生委員推薦会14名中うち女性4名 民生委員・児童委員121名中うち女性45名	（継続） 民生委員推薦会や民生委員・児童委員等への女性の参画を進めています。
子ども子育て課	審議会等の委員への女性登用促進	洲本市子ども・子育て会議において、会議委員13名のうち女性委員が4名就任しています。	（継続） 今後も積極的な女性委員の登用を図ります。

基本目標	5 すべての女性の活躍促進		
基本課題	【1】政策・方針決定過程への女性の参画促進		
主な施策	②行政における管理職への女性の登用		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
総 務 課	人事異動を通じて、女性職員の管理職への登用推進	人事異動を通じて、女性職員の管理職への登用推進を図っています。 現在、女性管理職は3名。 年々課長補佐級の女性が増えています。	(継続) 引き続き、女性管理職への登用推進を図っていきます。

基本目標	5すべての女性の活躍促進		
基本課題	【2】女性の能力発揮に対する支援		
主な施策	①女性従業者の育成支援・チャレンジの支援		
課 名	具体的施策	現在の実施状況	今後実施すべき内容
農 政 課 林務水産課	・農林水産業における女性の参画の啓発 ・家族経営協定の推進や女性認定農業者の育成	国や県などの関係機関からのパンフレット等があれば、各種団体への配布やポスター掲示等を通じて啓発を図っています。また、家族経営協定（夫婦間）については2件、認定農業者181名中の女性は13名となっています。	（継続） 今後も、関係機関・各種団体と連携して啓発・促進を図ります。
商工観光課	国・県等の関係機関・団体において実施される各種講座等の情報提供	国・県等の関係機関からのパンフレットの配布等により周知を図っています。	（継続） 女性が能力を発揮できるよう就職・再就職等、就業に関する情報の提供や女性の起業促進のため、HP掲載や、起業セミナー等での配布など、より一層周知に努めます。
市 民 課	女性が自らの意思に基づき働き方を選択できるよう、継続就業に必要な情報提供や、再就職、起業等を目指す女性に対する支援	県立男女共同参画センターとの共催による少人数セミナー、チャレンジ相談会の実施により、再就職や起業、継続就業、働き方の見直しをめざす女性を支援しています。	（継続） 再就職や起業、働き方の見直し、地域活動など新たに何かを始めたい女性を対象にしたセミナーや相談会の実施と充実を図っていきます。

The background features three blue circles of varying sizes and two thin grey lines. One line runs diagonally from the top left towards the center, and the other runs diagonally from the top right towards the bottom center. The circles are positioned at the top center, middle right, and bottom right.

第5章

計画の推進体制について

男女が共にお互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として社会のさまざまな分野における活動に参画し、男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民の理解と協力が不可欠であり、市行政、関係機関や団体、事業者が一体となって計画の促進に取り組むことが大切です。プランに基づく政策を効果的かつ実効性を持ったものにするため、庁内組織の幹事会を中心に、進行管理を行うとともに、関係部署と連携しながら効果的なプランの推進に努めます。また、その進捗状況については、定例的に洲本市男女共同参画推進委員会を開催して評価・意見を求め、検討を重ねながら必要に応じて見直しを行い、男女共同参画社会の確立を図っていきます。

1 庁内推進体制の充実

庁内の連絡的な組織である「洲本市男女共同参画推進委員会幹事会」を設置し、職員すべてが男女共同参画の意義を理解し、業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりを強化しながら、庁内推進体制の充実を図ります。

また、幹事会による協議や職員研修などを実施し、プラン実現に向けて取り組んでいきます。

2 市民・企業・市民団体・NPOとの連携

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、企業、市民団体、NPOなどと行政の連携や団体間の連携を促進し、市民的な広がり推進します。

また、学識経験者や団体、企業、市民などからなる「洲本市男女共同参画推進委員会」を中心に、基本的かつ総合的な観点からプランの推進について評価・協議を行っていきます。

3 国・県への協力要請及び他市町との連携

男女共同参画の推進についての課題は広範多岐にわたるため、プラン実現のためには、国・県との連携・協力が不可欠です。国・県と相互に連携を図り、必要時には協力を要請します。

また、近隣市町等関係機関とも連絡調整及び情報交換等を図り、連携に努めます。

4 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実

市民と共にプランを推進する活動拠点の充実に努め、活動及び情報の収集・情報の発信の拠点づくりを進めます。

An abstract geometric design featuring three blue circles of varying sizes and three thin grey lines. One line connects the top-left edge to the top circle, another connects the top-left edge to the middle circle, and a third connects the top-right edge to the bottom circle. The circles are positioned in the upper and lower right areas of the page.

参考資料

1 洲本市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 18 年 2 月 11 日

告示第 16 号

改正 平成 19 年 4 月 24 日告示第 36 号

平成 25 年 7 月 23 日告示第 54 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 40 号

(設置)

第 1 条 洲本市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の推進について、広く意見を求めるため、洲本市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランの推進について協議し、意見を述べること。
- (2) プランの推進について調査し、研究すること。
- (3) その他推進委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 洲本市内で活動する団体の代表者
- (3) 洲本市内事業所の代表者
- (4) 公募による洲本市民
- (5) 洲本市職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員がかけた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第9条 推進委員会に、第2条の所掌事務の効率的な推進を図るために幹事会を設置する。

2 幹事長及び幹事は、洲本市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、これを主宰する。

4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ市長の指名する幹事がその職務を代行する。

5 幹事会は、必要があるときは、関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年2月11日から施行する。

附 則（平成19年4月24日告示第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月23日告示第54号）

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第40号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 洲本市男女共同参画プラン推進委員会名簿

区 分	氏 名	任 期
学 識 経験者	◎ 望 月 慶 子	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	○ 川 石 雅 代	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
市内で活動する 団体の代表	太 田 明 広	自 平成29年 4月19日 至 平成30年 3月31日
	武 田 文 雄	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	近 藤 恵 美	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	坂 本 一 也	自 平成29年 4月27日 至 平成30年 3月31日
事業所の代表	藤 阪 悦 也	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	馬 場 勝 也	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	大 川 雅 史	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
公募による 洲本市民	細 田 美代子	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	平 井 芳 美	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	松 浦 幾 子	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
5 号 市職員	寺 岡 朗 裕	自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日
	前 田 裕 司	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日

◎ 会長 ○ 副会長

洲本市男女共同参画プラン幹事会名簿

所 属	役 職
企 画 情 報 部 企 画 課	課 長
総 務 部 総 務 課	課 長
総 務 部 消 防 防 災 課	課 長
財 務 部 財 政 課	課 長
市 民 生 活 部 市 民 課	課 長
健 康 福 祉 部 子ども子育て課	課 長
健 康 福 祉 部 福 祉 課	課 長
産 業 振 興 部 農 政 課	課 長
都 市 整 備 部 用 地 課	課 長
五色総合事務所 地 域 生 活 課	課 長
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課	課 長

3 洲本市男女共同参画プラン策定経過

年 月 日		概 要
平成29年7月18日	第1回幹事会	・洲本市男女共同参画プラン実施計画実施状況について ・次期男女共同参画プラン策定について
平成29年7月26日	第1回推進委員会	・洲本市男女共同参画プラン実施計画実施状況について ・次期男女共同参画プラン策定について
平成29年8月8日 ～8月31日	アンケート調査	・男女共同参画市民アンケートの実施 ・男女共同参画事業者アンケートの実施
平成29年12月1日 ～12月13日	ヒアリング調査	・関係部署に対し、各基本課題に関するヒアリングを実施
平成30年1月10日	幹事会検討	・次期男女共同参画プラン(素案)について検討
平成30年1月18日	第2回推進委員会	・市民アンケート調査結果について ・次期男女共同参画プラン(素案)について
平成30年2月1日 ～2月28日		・パブリックコメント実施

4 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関

する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (以下略)

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性
がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業
生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基
本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活
躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を
明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活におけ
る活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活におけ
る活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高
齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力
ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格
差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対す
る採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積
極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場
における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性

と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時

雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なもので

あることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働

省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍

の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もう

とする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理

及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号いずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施工期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 用 語 解 説

★ 固定的な性別役割分担意識

従来の社会経済的な背景の中で固定化された性に基づく役割分担意識のことで、いわゆる「男は仕事（外）、女は家庭（内）」といった考え方のこと。

★ ジェンダー

生まれる前に決定されている生物学的な性の違い（セックス）に対して、出生後に周囲と係わりながら育つ中で、こうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー」（社会的・文化的な性差）という。

日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」等の性別役割分担意識もこのジェンダーの一部である。このため、「らしさの性」「つくられた性」とも呼ばれることがある。

★ セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

「性的いやがらせ」のこと。職場においては、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

★ ダブルケア

子育てと介護の両方を同時に負担すること。女性が高齢で出産した場合や親が早期に要介護の状態になった時などに生じる。

★ 男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会。

★ 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

★ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫やパートナーなど親しい関係の男性から女性に向けられる暴力のこと。1970年代の欧米で女性解放運動の高まりとともに表面化した。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる問題として取り上げられたもので、親子間や同居の高齢者と介護家族の間に起こる「家庭内暴力」とは区別されている。殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、妻の存在を理由なく無視するなど、精神的・性的・経済的・社会的暴力などのすべての暴力を含む。

★ マタハラ（マタニティ・ハラスメント）

働く女性が妊娠や出産を理由に解雇・雇い止めされることや、妊娠、出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント

★ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、第4回世界女性会議では女性の人権として位置づけられている。

リプロダクティブ・ヘルスは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることであり、特に、女性が自分の身体と健康に関する諸問題について主体的に考え、選択し、自己決定する権利を保障するものである。一方、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置づける理念である。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれている。



発行 洲本市
兵庫県洲本市本町三丁目4番10号
TEL 0799-22-3321（代）
発行日 平成30年3月

